

平成25年第1回竹原市議会定例会会議録

平成25年3月8日開議

(平成25年3月8日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第37 一般質問

午前10時00分 開議

議長（稲田雅士君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、松本進君の登壇を許します。

11番（松本 進君） それでは、一般質問を行います。日本共産党の松本進です。

まず、第1番目の質問は、市営墓地の管理問題について市長に伺います。

竹原市永楽院共同墓地使用者の説明会が2月5日火曜日午後6時から7時まで1時間の予定で開かれました。私も関係者の一人として参加し、説明会の状況を知っております。参加者は二十数名、対象者の区画数は62区画です。その説明会は、墓地使用料を新規1回限りの条例に明記すること、この意見が多数出されました。1時間の説明会では管理料などの意見や質問することができませんでした。再度説明会を開くことの要望が出されました。

そこで、市長にお尋ねしたいと思います。

市長は、この説明会の内容をどこまで把握されていますか。関係者の十分な理解を得たと判断された上で、この3月議会に竹原市墓地使用条例の改定案を出されたのでしょうか、伺います。

永楽院墓地の使用者には墓地条例改定に伴う使用料、管理料等の説明会を何回開きましたか、あわせて市長にお尋ねしたいと思います。

次に、竹原市の市営墓地使用料は、地方自治法第225条、すなわち普通地方公共団体は第238条の4第7項の規定による許可を受けて、行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。この根拠規定に間違いはないでしょうか、お答え願いたいと思います。

また、地方自治法第225条の運用は、使用料はその行政財産または公の施設の維持管理費に充てられるべきもの、その経費を賄うに足りる収入を得るよう料金を定めなければならないとあります。1993年、平成5年12月に貸し出した市営永楽院墓地の使用料は、また新年度の予算に計上された墓地使用料は、どのように積算されていますか、具体的な維持管理費の積算内容を明確に説明してください。

次は、2月5日の永楽院墓地説明会の資料には、使用料については算出根拠内訳表の中

に管理費相当分が含まれていた、使用料については管理料が我元行共同墓地と一体的に管理することとし、管理費1区画当たり年払い2,400円とした。その支払いは使用期限後から支払いとなるとあります。1993年、平成5年12月の永楽院墓地の使用料は、管理費が徴収されています。この管理費を徴収する法的な根拠はどこにありますか、明確に市長の答弁を求めたいと思います。

次に、新・竹原市墓地使用条例（案）の使用料と管理料について伺います。

墓地使用料の納付は、永久保存の市墓地使用料使用条例第7条の中に「1回限りの納付」と明記すべきです。なぜ明記できないのか、お答え願いたい。解釈・運用の誤解を避ける明確な墓地条例にすべきではないでしょうか。管理料とは共益費との説明です。副市長は、12月議会の答弁で管理料はマンションと同じように、共益部分があります、この敷地内に利用されている方が利用する受益と負担の関係ですと答弁です。しかし、2月5日の市墓地説明会の資料には、市民の不特定が利用する市道の樹木伐採や公の施設であるのり面維持補修費、昨年、突然設置したごみステーション・棚等々、過大に積算されているのではないのでしょうか。こういった意見もあります。墓地使用者の受益費または共益費に伴う管理料算出の明確な根拠、資料、これを関係者にもう一度配布し、疑問に答える説明会を再度開くべきと考えますが、市長の答弁を求めたいと思います。

次は、昨年12月市議会の私の質問に対する市長の答弁についてであります。

私は、竹原市制後、使用期限30年を明確に定めた市墓地使用条例に基づく墓地貸出件数、墓地使用料、更新手続等を市長に質問しました。そのとき市長の答弁は、昭和35年以後の我元行共同墓地の貸付件数は30区画、使用料は9万3,132円を納付していただいております。この答弁に間違いはないのでしょうか。

また、市財産の適正な管理、条例に基づく公正、適正な事務の執行は当然のことです。昭和35年以後の市墓地区画の更新手続等条例に基づく事務執行は、どのようにされるのでしょうか。地方自治法第25条の使用料は、使用料を徴収することはできると義務規定ではなくて、できる規定であります。だから、この墓地の使用料は徴収しない、このように理解してよいのでしょうか、市長の明確な答弁を求めたいと思います。

2番目の質問は、学校教育、スポーツから体罰、暴力の根絶を！、このテーマについてお尋ねします。

昨年12月に大阪市立桜宮高校のバスケットボール部キャプテンの男子生徒が顧問の体罰を受けた翌日に自殺した問題は、多くの国民と学校、スポーツ関係者に強い衝撃を与え

ました。いじめ、体罰をどうなくしていくのか、これは日本社会の大きな問題であり、解決は私たち大人の責任であります。学校教育法第11条は、体罰を明確に禁止しています。子供の心を傷つけ、苦痛を与える教師の体罰は、暴力行為そのものです。教師は、どんな理由であれ体罰という名で暴力を振るうことは絶対に許されません。体罰は、子供の人権を侵害し、子供の人格を否定するものであります。

プロ野球元巨人投手の桑田真澄さんは、大阪市立桜宮高校の事件を受け、全国紙（読売新聞）に「勝利至上主義から人材育成へ」、こういった手記を寄せています。アマチュア時代には、僕も指導者や先輩に殴られていました。野球の練習はしたいのに、殴られるのが嫌でグラウンドに行きたくなくなりました。また、指導者や先輩からの体罰でけがをしたり、野球が嫌になってやめていった仲間を何人も見てきました。どうして殴らなければいけないのか、僕には理解ができませんでした。私は、体罰に絶対に反対です。愛情のあられなら殴ってもよい、極限状態に追い詰めて成長させるためにと体罰を正当化する人もいますが、殴ってうまくなるのなら誰でもがプロ選手になれるでしょう。必要なのは技術と体力、自分とチームメートを信じるメンタルタフネスであって、気合いと根性、痛みに耐える忍耐力だけでは勝てないのです。さらに、体罰を生む背景には勝利至上主義があると思います。子供たちの成長を真剣に願うなら、殴ったり蹴ったりするのではなく、なぜうまくいかなのか、どのようにしたらうまくいくのか一緒に悩み、考え、ヒントを与えるのが指導者の役目だと思います。こういった内容でありました。

そこで、教育長に質問します。

私は、竹原市学校教育の体罰の実態を調査し、学校での徹底した民主的議論と取り組みを進めることが必要だと考えます。

2つ目には、体罰問題などへの相談と対応はどのようになっておりますか、伺います。

3点目に、体罰を生む背景には勝利至上主義がある、桑田真澄さんの手記です。さらに、教育評論家の尾木直樹さんからは、大阪桜宮高校事件の背景をスポーツに強い学校として結論を出すことが求められていた、教育委員会から校長、教員、学校全体が勝たなければならないという使命で突き動かされるようになります。そのためならどんな指導が行われてもよい。体罰がこれぐらい厳しくないのと容認される土壌ができるのです。このようにコメントされています。

そこで、教育長に質問します。

体罰の背景にある勝利至上主義や競争主義の克服をどのように認識されておりますか、

お尋ねしたいと思います。

以上が壇上での質問であります。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

2点目の御質問につきましては、教育長がお答えをいたします。

1点目の御質問についてであります。竹原市永楽院共同墓地使用者を対象に、使用者保護の観点から墓地使用の更新手続などの契約の明確化を図るとともに、墓地の適切な維持管理に必要な規定の整備を図るため、竹原市墓地使用条例の一部改正案についての説明会を2月5日に開催し、関係者の御理解を得るよう取り組んできたところであります。

また、説明会の案内を行う際には、今回の改正内容についての説明資料を事前に送付するとともに、問い合わせなどに対してはわかりやすい説明に努めるなどの対応により、一定の御理解をいただいているものと考えております。

次に、墓地使用料については、地方自治法第225条の規定により条例で定めているのであります。

次に、平成5年から使用を開始した永楽院共同墓地の使用料については、1区画4平方メートルを基本として墓地造成工事費、土地使用料及び管理費などの合計額を区画数で除して算出し、1級40万円、2級35万円としたものであります。今回、改正を行う墓地使用料についてであります。我元行共同墓地については、土地の鑑定評価により算出したものであります。鑑定評価方式は、類似性が認められる周辺市の公営墓地の墓地使用料を事例として採用し、取引事例比較法に準ずる方法を適用して比準価格を試算し、比準地を2級として格差率を設定し、算出しております。

また、永楽院共同墓地については、現行の使用料に含まれている管理費相当額を除いた額を使用料として設定したものであり、現在の使用者が墓地の使用期間の更新を受けた場合は、更新時における使用料は発生しないこととして、管理料のみ御負担をいただくこととなります。

使用料及び管理料について厚生労働省が示している墓地経営管理の指針では、使用料については墓地の使用権を取得するために必要な料金であり、管理料については墓地の共用部分について一定の管理経費を賄うために必要な料金とされ、このことは特に法律等で定義づけが行われているものではありませんが、慣習として行われてきたものと考えられる

とされております。こうしたことから、本市としては厚生労働省が示している墓地経営・管理の指針及び墓地使用に関する標準契約約款に基づき、使用料及び管理料を区分して設定することが一般的であり、かつ適切であると判断したものであります。

次に、使用料については、新規契約時における墓地使用权の設定の対価として定めるもので、継承する方がおられる限り更新できることとし、その際の使用料の支払いは発生しないこと、また管理料については使用料とは別に明確にする必要があり、墓所以外の通路や水路の維持管理、その他光熱水費など共用部分の運営管理に充てる経費として定めるものであり、使用者の皆様にも受益と負担の考え方から応分の御負担をいただくとともに、管理料の納付については、使用者の所在の把握が可能な方法をとることにより、墓地の継承や使用期間更新の手續漏れの防止、さらには墓地の無縁化を防ぐためにも毎年請求する方式とするものであります。

管理料の算出につきましては、共同墓地内の墓所以外の共用部分を適正に管理していくための必要最低限の経費として見込んでおり、具体には墓地内の清掃、光熱水費、緑地帯整備、道路・のり面の維持補修、備品の整備及び諸経費を過去の実績や周辺の公営墓地の管理料などを参考にして、今後見込まれる管理経費について積算した額を我元行共同墓地及び永楽院共同墓地の510区画に算定し、1区画当たり月額200円、年額にして2,400円としたものであります。

次に、さきの定例会における答弁についての御質問ですが、我元行共同墓地の使用許可については、昭和35年制定の現行条例の規定に基づいて、墓地の使用申込者に対して使用期間及び使用料などを記載した墓地使用許可書の発行とあわせて墓地の使用許可に関する契約書を締結しており、さらには当該使用者においては、現に墓地として使用されている現状もあることから使用料が納付されているものと判断したものであります。我元行共同墓地使用者の使用料については、現行条例において当事者間の権利義務を明確に定めた規定が存在しないなど、曖昧なルールの中で墓地使用が行われてきたという実態があることなどを考慮し、墓地使用期間の更新時には使用期間は更新するものの、改めて使用料の発生はしないこととし、新規契約時のみ墓地の使用权の設定の際に生じる対価として使用料を納付していただくこととしたものであります。

今回の条例改正によって、今後適正な管理運営に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 教育長、答弁。

教育長（竹下昌憲君） 学校教育における体罰に関する質問にお答えいたします。

昨年末に大阪市の高等学校で発生した体罰事案を初め、スポーツ界における体罰事案等、各界において指導の名のもとに体罰が行われる状況が温存されてきたことは残念でなりません。

体罰は、学校教育法において禁じられています。学校現場においては、問題行動を起こす児童・生徒に対し、どんなに指導が困難な状況にあっても教育者としての使命感や責任感を持って毅然とした指導を行うとともに、組織的に粘り強く、地道な教育活動を重ねております。しかしながら、全国的に見ると一部の学校や教職員の中には、依然としてこれくらいは許されるだろうとか、これは指導の一環であるといった甘い認識で不適切な指導を行っている事案が報道されております。全ての教職員は、児童・生徒の指導に際して、体罰に頼るのはみずからの指導力が不足しているからであるという認識を持たなければなりません。また、管理職は、体罰等が発生するのは組織的な指導に課題があるからだという認識を持つ必要があります。

まず1点目に、市内小・中学校の体罰の実態を調査し、適切な学校教育が行われるようにとの御提言をいただきました。

このことについては、既にいじめアンケートと同様に、各学校において児童・生徒を対象にアンケート調査を実施するなどの取り組みを進めてきたところではありますが、今年度体罰についての報告はありません。先般の大阪市における事件を受けて、文部科学省から県教委を通じて、改めて全ての小・中学校において早急に児童・生徒、保護者、教職員を対象とした体罰防止に係る校内アンケートを実施するようにとの通達があり、現在各学校において調査を実施しているところでもあります。今後もこうしたアンケート調査を定期的に行うなどして、体罰等の防止に取り組んでまいります。

2点目の体罰等への相談や対応状況についてお答えします。

本市では平成21年から市内全小・中学校に体罰に関する相談窓口を設けるとともに、こうした窓口の存在を保護者や地域にも知っていただけるよう、たび重ねて学校だよりやホームページ等で周知を図っております。また、体罰などの問題を防止するために、教職員が指導方法や対応方法に係る実践的な研修を重ねて、教職員自身や組織全体の指導力の向上を図るとともに服務規律を徹底し、教職員としての適切な言動を行うなど、法規法令を遵守する態度を培う取り組みを進めております。このように学校と保護者、地域が一体となって体罰などの暴力や不祥事を許さない環境づくりを進めることが肝要であると考え

ております。

3点目の勝利至上主義等の克服についてお答えします。

もとより学校教育におけるスポーツ活動等の部活動は、教育目的に行われるものであり、これらの活動を通じて体力の向上や人格的な成長を目指すものであります。勝つことのみこだわった狭隘な目的を学校教育現場に持ち込むことは、厳に慎むべきものと思います。子供たちは美しいプレーやよいゲームができるようになるためにそれぞれが目標を定め、互いに切磋琢磨する過程でみずからの成長を実感します。勝利だけでなく敗戦の中からもより多くのことを学び取り、一人一人が次のステップや新たな世界に向けての目標や意欲を高めて成長していきます。教師等の指導者による体罰は、こうした子供たちみずからが伸びようとする力に目を向けていないと言わざるを得ません。勝利至上主義の克服のためには、全ての教職員が子供たちの成長を真剣に願い、なぜうまくいかないのか、どうよにしたらうまくいくのか一緒に悩み、考え、励ます教職員とならなければなりません。また、全ての学校が子供一人一人の成長のプロセスを大切にする文化を醸成しなければならぬと考えます。

竹原市教育委員会は、夢を持ち、子供が輝く教育の実現を目指して取り組んでおります。これからも教職員の一層の資質向上を図り、市内の全ての学校から体罰を根絶し、全ての子供たちが夢に向かって伸び伸びと学び、安心して通える信頼される学校づくりを進めてまいります。

以上、答弁を終わります。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、再質問したいと思います。

まず、市営墓地の問題ですけれども、私、まず最初に市長に壇上でお尋ねしたのは、この間の説明会のあり方が、私から見たら極めてずさんだし、本当に十分な理解を得るための努力をされているのかなということが、私は不思議でならないから、まず1点目の質問に説明会の説明をお尋ねしました。

たまたま、私も永楽院の墓地を使用する関係者の一人として参加しました。2月5日の説明会には参加しました。それで、一昨日、使用墓地管理条例が賛成多数で改定されましたけれども、これだけの条例なり、そこの中には使用期間、使用料、管理料等々新たな条例が盛り込まれている。それを理解するのはなかなかやっぱり大変ですよ。それで、もう一度ここで聞きたいのは、2月5日の説明会、これは永楽院墓地の関係者の説明会でし

た。数字は、私も参加しておりましたから壇上で紹介しました。永楽院の墓地の管理料だけじゃなくて、永楽院墓地の関係者の説明会は、私の記憶ではたった1回限りですよ。その6時から7時までの1回、1時間の説明会だけなんです。これで新たな改定された条例の内容を説明したと言えるんですか。そこで私は管理料についても聞く時間もない、そこでは使用期限の問題が出ました。これで、市長の今の答弁はどう答えてると思いますか。一定の理解をいただいているもんだと、こういう市長の認識ですよ。

私は、あえて聞きたい。永楽院墓地の関係者には、私は1回だけしか招集してないし、これだけの条例の改定の中身をたった1時間の間で説明して、理解してもらった、そう考えるんですか、本気で。だから私は、この間説明会をいろいろやられましたよね。全部は無理か知らんけど、いろいろポイント、ポイントであれば、市長としても聴取してどういう問題があるのか、どういう意見が出ているのか、それは新旧条例との関係でどうなのか、そこは調整して研究して、市としてのこういうことをしたいという説明をして、多くの人に理解してもらうような努力をすべきだ。しかし、永楽院の関係者にはたった1回なんですよ、1時間なんですよ。そこでこれだけの条例改定の内容を理解しなさい、私は、市長はそこを本気で把握してるんかどうかというのを壇上で聞いたんです。まず、市長、そこを教えてください。

私がここで言うのをここで間違ったら、教えてくださいや。永楽院の墓地の関係者には2月5日に1回しか説明会開いてない。それも6時から7時までの1時間しか開いてない。こういった状況の中で、これだけの管理条例を一昨日通した、この責任はあなた重いですよ。それで一定の理解を得たというんが、私は無理だと、市長、どうなんですか、そこは。あなたが把握して、全体のポイントを、そこを把握して一定の理解を得てもらってるとい判断なんですか。私は、さっき言うた、永楽院の関係者のことを言いました。違ってるなら言いなさい。説明してください。1回じゃないですよと、何回も開きましたと、そういう回数とか、そこの状況をちゃんと説明して、担当者は上司に、市長に話さないけんでしょうが。市長が全部把握してやるのは無理だよ。だから、私はこの場でも何回も今まで取り上げてきたし、あえて今回の永楽院の関係者、私はたまたま関係者の一人だったから、その場で参加しとったからわかったようなもんだけども。こんなことを繰り返しちゃいけんですよ、何ぼ何じゃというても。市長、どうなんですか、把握してないこうに、たっただった物事を進みよんじゃないんですか。

そこは、あなたの判断がされて決まってるわけですからね。もう一回聞きますよ。永楽

院の関係者の説明会は、2月5日のたった1時間しかやってない。こういう中で使用料や期間や管理料や、管理料なんか質問する時間もなかった。それで一定の理解を得たと判断してるんですか。そこ、まず最初の問題ですから聞かせていただきたい。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 永楽院墓地使用者の関係者の理解は得られたかということの御質問でございます。

先ほど議員さんが言われたように、永楽院墓地使用者を対象に平成25年、ことし2月5日に説明会を開催いたしました。対象者62名中24名の出席でありました。説明会の内容は、墓地使用に係る更新手続等の契約の明確化を図るとともに、墓地の適切な維持管理に必要な規定の整備を図るため、竹原市墓地使用条例の一部改正の必要があることについて、出席者に理解を求めてきたところであります。

説明会の関係者からの意見等につきましては、使用許可の更新にも使用料の納付が発生するのではないかといった不安視される意見もあり、また墓地使用料の納付は1回限り納付と条例に規定すべきというような御意見をいただきました。その御意見に対しまして、市のほうは厚生労働省が示している墓地経営・管理の指針及び墓地使用に関する標準契約約款に基づきまして、当事者間の権利関係を規定し、利用者の保護の観点からも契約の明確化を図る必要があるため、この墓地条例の一部改正をするものであり、現在使用者が墓地の使用期間の更新を受けた場合は、更新時における使用料は発生しないこととし、管理料のみの御負担をいただくという旨の説明をさせていただきました。

説明の内容等につきましては、当然、市長、副市長、部長には報告し、また2月5日の説明会の案内を行う際にも、今回の改正について説明資料を事前に送付させていただきましたし、問い合わせに対しても対応させていただき、関係者の理解を得るよう取り組んできたところでありまして、そういうもろもろの取り組みにおいて一定の理解はしていただいているものと考えているものです。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） この説明会のあり方は、やっぱりこの墓地の条例、今後墓地をどう使用するかと、そういうことにかかわる大切な問題です。それを大きく変えるという面ではいろいろの間やりとりはしてきましたけれども、市長がそういう、例えば2月5日の説明会の永楽院墓地の関係者ですけど、60区画あって22しか参加してなくて、

1時間の説明です。これで、この1条から何条の変わった内容を説明してから、それでこの関係者の方も使用期限の問題は、私も意見を出しましたけれども、私だけじゃなかったんです。ほかの参加者なんかも、いや、5年借りて30年たった平成35年には、私もまたお金を払わなきゃいけないと思うてきましたよと、それをはっきり今度払わんでもええというんなら、1回限りで更新のとき払わんでもいいというんなら、そこをもう少し明記してもらえんかどうかという声が出ましたよ。

ただ、竹原市の条例が、ここに書いてない30年という期限を設けているためにいろいろな、この間の管理条例のときに私は言いました。ですから、市長に条例を押し切ったから、もう後は知らんよというんじゃないくて、ここで本気にあなたが思うんなら、いろんな執行は、一部は凍結してでも説明会をきちっと開いて、理解を求める努力はすべきだと思うんです。

だから、私がさっき言うたんは一つの例だけでも、2月5日の例は、そら何ぼ何でもひどいですよ。永楽院の関係者は1回だけだから、1時間だけだから。ここで今課長が答弁したような、これだけの量の理解を。しかし、その場でも混乱があった、いや、30年払わんでもええというけども、明確じゃないじゃないかとか、そういう思いの人も出てくるわけなんです。しかし、そこを問題を解決しなかって、きょうの答弁では一定の理解してもらってる。だから、市長、もう一回、ここだけはポイントだから聞くけども、永楽院関係者の墓地は62区画あって24人が参加して、そこはたったの1時間、たったの1時間ですよ、あえて言いたいのは。1回の1時間しか説明しなかって、これだけの条例の中身を理解してもらってるって本気で考えてるんですか。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 2月5日の永楽院共同墓地の使用者の皆様に対する説明会についての御質問でございます。

先ほど課長のほうからも御答弁させていただきましたように、使用料の更新時の納付はどうなるんかというような意見はございました。これにつきましては、当初、平成5年の貸し付け当時に更新時の使用料はどうなるんかというようなことがあったということ聞いております。その当時に一定の使用料が要るんじゃないかというような話もあったというようなことが、そういうこともございまして、ちょっと不安視をされとるというようなことがありました。ですが、条例改正案の内容について御説明を一定にさせていただくと、加えて事前に資料を配付していただいた中に、更新時の使用料は発生しないというこ

とも書かせていただいております。資料を事前に配付をさせていただく中で説明をさせていただいております。

それと、一昨日の条例改正案のときの質疑の際に、副市長のほうから御答弁させていただいておりますが、そういった御不安があるということから、一定にはその規則等の中でそこらはもっとはっきりできるようにさせていただくということで御答弁をさせていただいてるところでございますので、御理解のほど、ひとつよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私は、市長に聞いたんだけど、そういう無責任にしたらいけん。

じゃ、別の観点で聞くけど、2月5日の状況は市長に報告してますか、ちゃんと。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 報告させていただいております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 報告しとんなら、市長がちゃんと答えるべきでしょうが、どうですか。

議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 永楽院墓地の説明会についての御質問でございます。

市長が内容は把握しているのか、これはもちろん我々、市長にしても私にしても職員の職務の権限規則、この中で市長の属する権限をそれぞれの分野で、役職の中でそれを発揮しているということでございますので、その点は御理解いただきたいということと。

そういった中で、私もこの永楽院の墓地の説明会については詳しく詳細は聞いております。市長も聞いております。そういった中で、今御答弁したように、今回は大きく2点、皆様に墓地の使用に係る諸手続等の契約について明確化を図ると、そして墓地の適切な維持管理に必要な規定の整備を図ると、これ一番大事なことだろうと思います。そういったことで、昭和35年制定の現行条例の一部改正の必要があることについて参加者に御理解をいただいたと、そしてこれを一応これから4月から施行するわけでございますけども、施行に当たっては、もちろん条例、規則等以外にいろんな疑義あることもあるでしょう。そういったことも含めて、今後適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） どうも、市長のそこへ内容が伝わってなくて、私は伝わってっ

てこう一定の理解をしたという判断ならやっぱり問題がありますよ、それは。しかし、市長のどこに行かんこうに言っとったら、市長もそこはもう一回あなたが、きょうのやりとりを聞いて判断すべきですよ、ちゃんと。特にこの説明会の分では、この間いろいろ言ってきたのは、管理条例のときも言いましたけど、旧竹原町条例での使用者の方は、この70年余りずっと自分が管理してという認識ですよ。洪水があったときに崩れた、そのときは自分で直したよと、私も前回の12月議会で言いました、昭和53年にみずからが擁壁ついて100万円近くの造成をして、そこへ墓地をやっているんだ。そら貸したということになってるけども、市は何をしてくれたんかと、これまで70年余り維持管理は何もしとらんじゃないかと、突然適正化という名のもとに30年がどうだこうだ、そんなことを言うて、管理条例のとき私も言いましたけども、本当に先祖の供養という問題だから、私はやっぱりもうちょっと市民の気持ちを大切に、そこ確かに旧町条例や新しい条例をきちっと研究して説明会を開いたらいろんな問題が起きた、それにどう丁寧に対応するか。これぐらいの親切さはあってしかるべきじゃないか。そこを一方的に30年新たに持ってきて、おまえら更新のしとらん、新たに使用料を出しなさいという条例を出そうとした。それはいろいろ整理されたけども、しかしその節目、節目では市長がポイントをつかんで、謝罪すべきはすべきじゃないですか。そして、こうしたいんだということを丁寧に説明すべきですよ。そのことをしないで一方的に突き進むから問題が大きくなる。だから、この2月5日の説明会なんかも、たまたま私が関係者だったから、その状況を知ってるから言えるんだけど、一定の理解を得たような、そういう状況じゃないですよ、決して。そこだけ、私は市長にちょっと言うときですよ、もう新たに、この場で。

それから次に、墓地の関係で進みたいと思いますけれども、墓地の使用料の根拠、法的根拠なり、どういう使用料の積算をしたかという質問しました。

墓地の使用料条例、使用料の徴収は、先ほど私も壇上で言いましたけれども、地方自治法の225条の規定で墓地の使用料を徴収できるということは答弁にもありました。それで、この使用料条例の分で積算根拠もどういうふうになっているかということを知りました。永楽院の墓地の使用料については、ここに今答弁がありましたように、平成5年の永楽院の墓地の使用料はどういう根拠になっているかという、墓地の造成工事費や土地の使用料や管理費、これを合わせた合計なんだと、1級が40万円、2級が35万円ということできたというふうに、平成5年の墓地の使用料は言われてます。

これは、私は地方自治法の一定の説明があるのかなと思いますけれども、今回の墓地の

使用料については土地の鑑定評価により算出したものだ。これは今回は、じゃ地方自治法の規定とは違った市独自の考えに基づいてということなんですか。それをちょっと確認したいということ。

使用料というのは、その壇上で言いましたように、墓地の維持管理、これを含めた使用料を設定しなくてはならないという規定が、墓地の使用料条例では運用の解釈がされます。ですから、せめて市が貸し出す墓地の維持、その経費を相当分として使用料に含めなくてはならないということでもあります。

しかし、この土地の鑑定評価ということになると、ちょっとこの使用料条例の運用とは別の、今回新たに永楽院墓地のときの、平成5年の永楽院墓地の使用料とは違った今度は算出根拠になっているというふうに私は理解するんですけども、そこはそれでいいのかなと、地方自治法の225条よりは違った運用解釈で今回は決めたのかと、そのように解していいんでしょうか。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 使用料の算定根拠ということでございます。

我元行の使用料につきましては、近隣の類似性の認められる公営墓地の使用料との比較によりまして、取引事例比較法に準ずる方法を適用して、鑑定評価をさせていただきました。その対象不動産を比準価格を試算しまして、我元行でいいますと2等のところを比準地とし、それに必要な補正、いわゆる道路条件とか日照とかという必要な補正をかけまして鑑定評価額を決定をさせていただき、今回の条例で使用料として提示させてもらったものであります。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 極めてこの使用料は、地方自治法ではこういう使用料を設定しなさいよと、公の施設の維持管理ですよ。こういうふうに地方自治法では運用でぴしっと決まってるのに別の鑑定評価がこうだからということで、ちょっと地方自治法とは違ったような設定の仕方になってますよね。それが1つ問題と。

それと、もう一つは、平成5年の永楽院では先ほど言いましたように、答弁ではその使用料の根拠としては墓地の造成費、あっこは当時火葬場でしたら、それを壊した解体費とかというんがあるんでしょうけど、多い少ないはちょっと意見があるんですが。要する

に、永楽院の使用料の設定、その根拠は造成費が入ってる、これ土地の使用料というんがちょっとどういうことかなと、それから管理費が入ってるということですよね。管理費は、私もいろいろ調べましたけども、使用料はこういう地方自治法の規定言いました、先ほど。管理費は、どこにも取ってもいいという規定はないんですね。だから、私はその管理費の徴収はどこに根拠があるんかということをお尋ねしましたら、これ答弁は何ですか、法律で義務づけられているわけではないと、慣習として行われてきた。本来は、私は取ってはいけないものをこの中に含めて、その平成5年のときは何も説明ないですよ。それは、やっぱり取ってはいけないものを含めて取ったということは、これは違法だし、違法なことは公正事務に反するから、私は今からでも返却するのが公正な事務だと思いますが、いかがですか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 使用料と管理料についての御質問でございます。

先ほど市長が答弁しておりますように、明確な法律等はありませんけども、国が示した、厚生労働省が示した指針また標準契約約款で、そういう料金については明確に区分するほうが一般的であり、何に対する料金であるかということが明確になるということで使用料及び管理料を明確にし、条例で今回定めたものでありますので、御理解のほどよろしくお願いします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと勘違いしてはいけないのは、一昨日は使用料と管理料を竹原市で条例、法律化しましたよね。この意見はさておいて、しかし条例で管理料を取るようにしましたよという以降は、いろんな問題があるにしても、それで徴収できますよね、根拠規定があるわけだから。私が言うのは、使用料はその平成5年ことを言ってるんです、平成5年のことを言ってる。そこには管理費は今入ってることですからね。これは法的根拠はないよという、あなた方が認める、慣習で認める。だから、例えば永楽院の人が違法だから私は返してくださいと言えば、返還に応えるということですね。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 平成5年の永楽院共同墓地の使用料の設定、中身という御質問だと思いますが、使用料金等の形態ということで、使用料につきましては墓地使用権設定の対価ということで使用料としていただくというので、平成5年のときの永楽院共同墓地の使用料というのを定めさせていただくと、まずこれが前提でございます。その

上で、使用料を積算する場合の一般的な根拠とすれば、当時の土地造成費でありますとか、管理費相当に係るものですとか、そういったものを算定の根拠としまして、それを全体として使用料として定めて納付していただいておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） そこまで言ったらちょっとおかしくなるんですよ。だから、平成5年はそういう根拠であったよと。私はそれにしても管理費と明確にされているし、4月1日からの、永楽院に限っては管理費は取らない、期限が切れるまでは取らない、従前に従うよと、多い少ないは、意見この間言いましたけれども、取らないよということで、一緒にもう管理費というものを認めているわけですよ。だから、認めた現在においては、過去の20年間の分は違法になるんじゃないんかっていうて言ってるわけよね。そしたら、それが違法じゃないんなら返す必要ないじゃないか、そんなこと言うなら。そんな市民をちょっとごまかすようなこと言ったらいけませんよ、だから。きちっと公正なルールがあるんなら、ルールどおりやるんが、あなたの適正な事務執行者じゃないんですか、こういったときにはやる、こういったときは取らん。こんな、誰が考えてもおかしいですよ。

議長（稲田雅士君） 説明会はあったん、それは。

11番（松本 進君） いやいや、それはあれやけどね。だから、きょうの答弁あったように、法律的につけないんなら慣習として取ってるんなら、今の時点でわかったんなら、今の時点で返せばいいじゃないですかと、ここは市長、はっきり言えるんじゃないんですか。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 墓地の使用関係といたしますか、墓地につきましては墓地使用权を設定をするということで、申込者があった場合に、この場合、市ですけども、使用許可を行うと、使用許可処分をするということでございますので、永楽院の場合は使用期間30年間を使用期間として、平成5年当時にその当時の、今の使用料変わりませんが、使用料をもって墓地使用权の対価として使用許可処分をしたというものでございますので、これが違法とかどうかとかということには当たらないというふうに考えております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） そこもやっぱりいろいろ、ここには、さっき市長の答弁では義務ではない、慣習だった。だから、私は永楽院の人が返してほしいと言ったら返すのかということについても、いやそうじゃないと、こんなに不誠実な答弁がありますか。

それでは、ちょっと次のほうに移りますけれども、私は昨年12月のときに昭和35年以降、竹原市墓地、ここには30年と明確に書いてますからね。35年の竹原市の墓地の貸し出し、30年が明確に定めてあって、35年以後の貸し出しはどうなってるか。そのときの答弁は、30区画貸しました、使用料も9万3,132円入ってるかと確認しました。しかし、今の答弁は極めてこれも曖昧ですよ。使用料が納付されているものと判断しました。納付しているという、12月はそういう答弁してますよ。今回は、明確にしてないですよ。納付されているものと判断するかしないか、判断しましたというだけですから。これはぴちっと入ってるという答弁ではありません。ここの違いはなぜ起こるんですか、こんなことが。

私も決算書調べました。市長、これはあなたが答える義務ありますよ。答弁しとる、あなたが昨年12月に30区画については9万3,000円使用料がきちっと入っていると明確に答えられた。しかし、私も決算書を調べましたよ、昭和49年の。この昭和49年の決算書には、墓地の使用料の記録はないです。なぜこういうことが起こるかということは、そのときに言いました。49年の貸し出しのときは、売却を前提にしていたからです。しかし、それが途中でその計画が頓挫になってる、計画が実行されなかった。本来ならお金を徴収しとかなくちゃいけないのが、決算書には載ってないということは、取ってないことじゃないですか、徴収してないことじゃないですか。12月に市長は入っつると言うって、きょうは入ってない言うのはどういうことですか、本当に。こんな議会をばかにした答弁ありませんよ、どこへ行っても。ここだけははっきりしてくださいよ、じゃ。12月は明確に、その墓地の貸し出した分について、正確には3件入ってるけども、30区画のうち3件は入ってますよ、調べたら。しかし、49年のは入ってないわけ、それは。それはどうするんですか、市長、公正な事務の執行じゃないですよ。前回の12月のときは新規のお金は入っつとる、しかし更新手続はしてません、ごめんなさい、ミスでしたという答弁だったんです。

ちょっと、財政課長に先に聞きますけど、こういう使用料の徴収規定で未納の場合はどうなるんですか。これはできる規定だから、私、壇上で言ったよね。できる規定だから、市長の判断で徴収することもあるし、しないこともありますよと、こういう規定でいいん

ですか。こういう規定だったら、そういう判断したら、まあいろいろあるけども、住宅使用料とかいっぱいあるわけですから、使用料というたら。だから、地方自治法の使用料の規定は、未納に終わった場合は財政課としてはどうするんかという見解だけちょっと聞かせてください。

議長（稲田雅士君） 財政課長、答弁。

財政課長（塚原一俊君） 地方自治法の220条だと思います。できる規定であるから、できることが可能であるから、納付がない場合に納付しなくてもいいということには直接的には当然つながらないと思います。条例で定めておりますので、それに従いまして徴収していくべきものであると考えております。よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 市長、それがやっぱり公正な事務です。私もそう思います。その場合、あなたは12月は納めてあると、ここで明言したわけですよ。しかし、今回は、私が決算書を見たら入ってないわけですから、この扱いは公正事務から考えたら、まだ結論は言わなくてもいいけども、市長、ちょっと教えてください。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 先ほど言われました昭和35年以降の貸し付けた墓地の使用料についてで、具体的には昭和49年度の貸し付けの墓地使用料ということでございます。議員御指摘の決算書での歳入では、墓地使用料としては確認する資料はございませんけども、使用許可の際に使用期間及び使用料など明記した墓地使用許可書の発行とあわせて墓地の使用許可に関する契約書を締結しており、35年の現行条例の第7条の規定により、使用許可の際に使用料を納付しなければならないとされております。また、これとあわせて現使用者を把握するために、昨年度、23年に墓地確定測量の実施をしまして、墓地使用者の確認を行ったところではありますが、当該使用者においても、現に墓地を使用されている状況であることから、使用料は使用許可の際に納付されたものと判断したものであります。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） そこは違うんです。先ほど昭和49年の決算書の中には、衛生使用料の中の墓地使用料はないですよ。それ、何であなたがそういう入っているもの、明確に12月は入ったという断定しとるわけです。断定したものが入ってない。その裏づけと

しては、前に昭和49年6月22日の契約書にあるんです、これは前に言いましたよね。この貸付料は売却のときに清算させていただきますという契約書になつとるから、売却しとらんのよね。だから、取ってないわけよ、お金を。この決算書、これはちょっと偽造じゃというんですか。ちょっと市長、そこは入っているものというんじゃないくて、市長は12月議会のときに入りましたと、これは新規の使用料のことです、更新のほうはまた別のことじゃけど。今、財政課長は新規も使用料条例で徴収規定があるから納めてもらうわなくちゃいけない、更新手続のこともそうです。しかし、実際は入つとると言ったけども、実際入ってなかった。ここは、市長、あなたがトップで判断しなくちゃいけないですよ。入ってるってこの場で言うて信じ切つとるのに、きょうは、私が決算書の資料見て言うたら、これでも入ってるという否定するんですか。入ってなかったら、公正な事務で今からでも徴収しなくちゃいけないというんが、財政課の見解じゃないですか。これだけ状況があっても、まだごちゃごちゃにして押し切るつもりですか。ちょっとそこは考えなくちゃいけない。ちょっと市長が答えなさいよ、あなたが。これだけ重要な問題を犯しとって、あなた自身が入つとると、30区画については。正確に言うたら27区画は入つとんだけど、昭和49年6月の契約の分は入ってないじゃないか。何でこの議会でうそを言うんかということなんです。みんなが聞いているんですよ、この市民が。このまま押し切ることは絶対ならん。

議長、ちゃんと整理してください。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 49年に貸し付けた墓地の使用料の件でございます。

これにつきましては、先ほど課長のほうからも御答弁させていただいておりますが、墓地使用許可の際に許可書を確かに発行いたしております。許可書を発行する際には、条例に、これは今の条例ですが、4条で、まず市長の許可を受けなければならないと、こういうふうになっております。7条のほうで、使用許可を受けた際に使用料を納付するというのが規定をされております。こういった条例の規定に基づいて使用許可書が発行され、また契約書も締結されとるということから判断しまして、納付されているというふうに判断をしたというものでございますので、よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） このままだらだらなりよるけんいけんけど、そこを整理してもらいたいのは、決算書にないんですよ。ほいじゃ、その当時の担当者が持って帰るとい

とはあり得んでしょう。だから、この決算書には昭和49年6月22日に契約しとって貸し出しとるわけです、この資料では28区画となつとるけども。その中の昭和49年の決算書にはこの使用料がないじゃないか言ようるわけよね、入ってるものじゃないんよね。私は確認して入ってないと言ようるわけだから。入ってなかったら、いいですよってなるんかということと言ようるわけなんじゃけん。

しかし、少なくとも財政課の見解は納めてもらわにゃいけんですよということですよ。だから、入ってるものの判断じゃないんです。私は何件も、何件もというてこの契約書を見たら、貸付料は売買の際に清算するという事になってるのは事実です。ほで、私も何件かには払ってない、この当時の使用料を払ってないというのは聞いたことがありますよ、そこまで言わすんですか、ほで。

だから、この際、市長、このまま押し切るんじゃないで、ここはきちっと見解を示してください。払ってなかったら、私はその決算書の事実を示して、49年の契約の分には払っているものじゃなくて、決算書には収入が入ってない、要するに徴収してない事実がある。この事実は消すことはできない、財政課の見解じゃったら徴収しなくてはならない。更新手続も同じですよ。市長、ここはあなたがトップで判断しなくちゃいけないです、何ぼ何じゃというても。私は、これだけ決算書を見て、私が間違いなら間違いで訂正すりゃええんよ、あんた方が。これは違いですよ、どっかほかに入ってしまったと、そんな処理の仕方があるはずがない。決算書の墓地使用料の、49年の決算書にないんだから、入ってない、徴収してない、この事実を動かすことはできん。これに対して、市長は12月に納付しました、入ってますという違いが出てきている。この事実をどう受けとめて、公正、適正な事務を執行するんですか。ここだけはあなたが判断して答えなくちゃいけない。

議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 昭和49年の我元行墓地の30区画の使用料の納入についての御質問でございます。

これは、先ほど来何回も申し上げましてるように、昭和35年制定の現行条例の規定に基づいて、その使用申込時点における使用期間あるいは使用料を記載した墓地使用許可書の発行とあわせて墓地の使用許可に関する契約書も締結をしておる。さらには、当該使用者において、現に墓地として使用されている現状、これも把握をいたしております。そして、現行条例における47条において、使用許可の際、納付しなければならないと。こういったこともいろんなあわせて総合的に本市として判断をいたしたところでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） これだけは絶対おかしいですよ、誰が、市民が聞いても。入ってる判断、答弁がそうだったから私は違いますよと、決算書は入ってないじゃないですかと。この事実まで示して、まだその適正な事務執行をしないというんですか。そしたら、ほかの使用料なんかは、全然がたがたになってしまうよ、徴収規定の根拠が。そんなことが法治国家で許されていいんですか。

もう一回これ聞くよ、市長に。今そこであなたが判断できないのなら、私は、市長がこの場で答弁した12月議会は、竹原市になって30年以後の市の墓地の貸し出し、49年の件に限って言えば、あなたは入ってるという、この公の場で答弁した。しかし、きょう再確認をしたら明言できないじゃないですか、入ってる。決算書にないからなんよ、そこが。何でそこまで押し切るんですか、不当なことを。ただ、公正な事務を執行しますよという一言言えばいいじゃないか。

それから、実際今使用者の方にはいろいろ言うても断るしかないよね。そらその当時、49年に買われた人なんかは今ごろ何しょんかというて言うてくるのは明らかです。しかし、それでも公正な事務の執行のためには、きちっとそこで探して、徴収すべきものをしてなかったと断りを言うて、徴収すべきじゃないんですか、これが公正事務の執行じゃないんですか。そこは、市長、何ぼなんじゃというても、私の言う分が全部でたらめじゃっていうんなら調べなさいよ、今からすぐ。決算書をわしはちゃんと調べたんだから、ここに。この決算書がうそのはずはない。49年の決算書には墓地の使用料の歳入がないわけだから。こんな明らかに事実のもんでも、あなたはもみ消すつもりなんかという言葉が、批判を受けてもしょうがないです、みんなが聞いてるんだから。

（12番吉田 基君「議事進行」と呼ぶ）

議長（稲田雅士君） 12番。

12番（吉田 基君） ただいまの松本議員の質疑、理事者側もいささか窮しているようなふうには私なりに見てとれるわけでありまして、議長におかれては暫時休憩を入れていただき、答弁調整の時間を質問者、答弁者の間において調整の労をとっていただければいいかと、このように思います。

以上です。

議長（稲田雅士君） それでは、暫時休憩いたします、答弁調整のため。

午前11時19分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、松本進君の一般質問を行います。

理事者答弁。

副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 大変貴重な時間を空費いたしまして、まことに申しわけございません。

午前中の松本議員の説明では、昭和49年決算書に墓地使用料の記載がないといったことで、使用料は納付されていないとのことでしたが、本市といたしましては昭和49年に貸し付けた我元行共同墓地の使用料につきまして、使用許可の際に使用期間及び使用料を明記した墓地使用許可書の発行を行うとともに、現行条例の第7条の規定により、使用許可の際に使用料を納付しなければならないとされている。これとあわせ墓地使用許可に関する契約書を締結しているものであります。また、現使用者を把握するために昨年度墓地確定測量の実施とあわせて墓地使用者の確認を行ったところであり、墓所として適正に使用されております。こうした状況から総合的に判断する中で、使用料は使用許可の際に納付されたものと判断をいたしました。何とぞ御理解のほどお願いを申し上げます。

なお、決算書の歳入の確認といったことにつきましては、可能な範囲において今後調査したいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 先ほどの昭和49年の墓地使用の契約、それにかかわる使用料の納付の問題、私は事実として決算書が未納になっているということを指摘しましたので、ぜひ、これはまだ新規の分でありますけれども、そういう調査をしていただいて、適正な公正な事務執行をしていただきたいということは指摘しておきたいと。

それから、もう一つ、この墓地問題での説明会の、これまでの経過を見ても極めて、関係者とのいろいろ十分な説明といえますか、理解を得ていないのではないかとこのを私は大変心配するわけです。それで、2月5日の説明会のことをあえて繰り返し申し上げました。そこは、そのことが説明会の一つの状況の象徴といえますか、そういう関係者と市との説明会の関係がうまくいってないということで指摘しましたので、きょう、管理料の問題等ができませんけれども、ぜひそういう墓地の管理料等についても十分な説明

なりしていただきたいということを、ちょっとこの問題での最後の指摘としてとめておきたいというふうに思います。

それから、時間の関係もありますから、次の教育問題に入らせていただきたいというふうに思います。

壇上でちょっと質問しまして、体罰問題等が今いろいろ教育関係、スポーツ関係で出されておまして、さっきの巨人の投手の桑田さんの例を紹介させていただきました。体罰はいけないことはわかっているんだけど、さっき言った勝利至上主義の問題があつて、実際には周り自体も容認してきたということがありますし、それでこの1月26日付の中国新聞を見ますと、体罰根絶へ教員用手引ということで広島県教委が、これは竹原のことではありませんけれども、広島県教委全体で体罰処分が全国ではトップだというような記事があつて紹介をされております。

ですから、体罰はもうあつてはならないということは、先ほど教育長もありましたけれども、1つここで再質問としたいのは、体罰というのは禁止事項でありますから、調査という場合はどうですかと、各校長、教員等への調査の場合は、なかなか体罰やってますよということと言えないというんが率直なところだと思うんです。ですから、答弁にも竹原市の教育委員会では、そういう体罰はないという答弁があつたかと思うんです。

それで、私は2点目として、いじめもあるかもわかりませんが、体罰問題等の相談の場というんが要るんじゃないかと、そら教育委員会の場、そういった各学校の関係者等の場でないと、なかなか先生からは上がってきにくい性質の問題であつて、体罰やつたっていうたら処分のことになるわけですから、なかなか難しいというんが現状だと思いますので、答弁書にありました体罰防止のアンケート再調査、これを今やられているということがありましたから、この結果がどういう内容なのか、私が今質問しているような体罰の実態を把握できるような調査になつてるのかどうかということが1つと、体罰防止にかかわる調査の結果はいつごろ出るのか、それとその内容については、公表していただけるのかということを再質問としてしておきたいし。

それからもう一つは、体罰の背景ということをわざわざ壇上で紹介しました。桑田真澄元巨人投手の言葉とか、教育評論家の尾木さんのことを紹介して、こういった体罰を許す背景には、そういう競争主義、勝利至上主義、これがやっぱり根っこにあるよということも紹介しましたんで、教育長として再確認したいのは、こういう体罰の背景に勝利至上主義、これがあることは認められて、その対策をとられようとしているのかということをも

点目としてお伺いしたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 体罰の実態の調査等にかかわってでございますけども、現在、文部科学省のほうからの通達に基づきまして調査を実施して、各校から回答が返ってきておるところでございます。どういった中身かと申しますと、例えば子供たちに体罰をされたことがあるかどうか、あるいはそういう状況を見たことがあるかどうかといったようなことを回答させるようなアンケートでございます。これまでは、学校で児童・生徒に対して行っていた調査でございましたけども、今回の国からの通達は、教職員、そして保護者にも同様のアンケートを行うようにということでございます。これにつきましては、国への回答が4月2日というふうに締め切り切られておりますので、今もう既にほとんどの学校から返ってきておりますが、現時点ではそのような体罰があったということの報告は認めておりません。

今後、こういったことが公表されるのかどうかということでございますけども、もともと体罰ということが、非行為があったということになりますと、これは懲戒処分の対象になりますので、これは県教委通じてオープンにされます。当然処分の対象になります、これは記者発表等にもなりますので明らかになってくるものというふうに思います。

それから、勝利至上主義等、これを認めて対策をしていくのかということでございますけども、もともと学校教育現場において部活等の取り組みというのは、これは勝つことは目標であって、目的ではございません。ですから、学習指導要領にもきちんとそのところが明記されておまして、部活動の意義は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、お互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるということが、きちっと学習指導要領にもうたっているわけでございます。

先般、中体連の会長のほうからも通知が参りまして、適切なクラブ運営に努めなさいということで指示もございました。生徒が自発的に、自主的に、そしてそういう運動部を展開していくことが重要であるということで、顧問は生徒の個性を把握して、理解して、伸ばしてやる、そういうサポートをする立場であるということを、きちんと指導していかなければならないというふうに思っております。勝利至上主義というのは、学校にはなじまないんだという立場で進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(11番松本 進君「終わります」と呼ぶ)

議長(稲田雅士君) 以上をもって松本進君の一般質問を終結いたします。

質問順位5番、井上美津子さんの登壇を許します。

3番(井上美津子君) 議長に登壇を許されましたので、発言通告書に基づき、平成25年第1回定例会一般質問をさせていただきます。民政同志会の井上美津子でございます。

1、学校が安全・安心であるために。

滋賀県大津市の学校のいじめや大阪市桜宮高校のクラブ顧問の体罰が原因でみずから大切な命を絶ってしまう痛ましい事件が発端となり、相次いで学校での事件が発覚しております。これは、学校や教育委員会の隠蔽体質にも問題があると思います。まして、メディアの誇大報道につながっているとも考えられ、感情的な暴力で子供が萎縮するとも、伸びるとは思いません。そして、大切な命を絶つまでに至ってしまう、そういうことは言語道断です。また、女子柔道トップ選手が監督やコーチの体罰やパワーハラスメント問題を告発したことも話題になりました。トップアスリートの養成とはいえ、体罰は行き過ぎた指導だと思います。

多くの保護者は自分の子供が通っている学校は、安全・安心だと思っております。学校にいる間は安心だとも思っております。いじめや体罰があった場合でも、子供が辛い立場にあることを知らないでいる保護者もいるかもしれません。

以前にも同僚議員が一般質問されていますが、いま一度あってはならないいじめや体罰についての教育長の御所見をお伺いいたします。

また、安全・安心であるべき学校のあり方についてのお考えをお伺いいたします。

2、子供の健康について。

学校給食は、子供にとって楽しみの一つだと思いますが、昨年暮れに調布市の小学校の食物アレルギーの子供が学校給食を食べてアナフラシキーショックで死亡したことも報道され、アレルギー事故は年々増加していると聞きます。現在、食物アレルギーを持っている子供について把握されていますか、また食物アレルギーの子供の給食はどうされているのか、お伺いいたします。

中国の大気汚染により微小粒子状物質PM2.5の飛来で呼吸器疾患への影響があると言われております。また、黄砂や花粉と反応して小さい有害微粒子PM1.0となり、アレルギー症状がなかった人も発症する可能性が高く、大きな健康被害をもたらすことが懸念されているとも言われています。そんな状況下にあって、大騒ぎすることはないとも言わ

れる方もいらっしゃいますが、気管支炎、ぜんそくなど、アレルギー疾患のある子供には十分注意が必要だと思っておりますが、子供の健康についてのお考え、また本市の今の大気汚染の状況についてお伺いいたします。

3、浄化槽のあり方について。

本市は、公共下水道の整備計画がされていますが、竹原市全家庭へ普及するまでは、相当の時間と費用を要すると思っております。現在、浄化槽を使っている家庭が多く、また合併処理浄化槽（トイレなど全ての生活排水処理をする）ではなく、単独処理浄化槽（トイレのみ浄化槽処理で、生活排水は未処理のまま放流する）を使用している家庭があり、そしてまだトイレのくみ取りをされている家庭もあります。

また、環境面でいうと、単独処理浄化槽は合併処理浄化槽の8倍も多く、汚れを川に流して、水質汚濁の原因となっている状況であります。

そこで、浄化槽の適正な管理には、保守点検、清掃、法定検査があります。適正な維持管理がなされないでいると、幾ら合併処理浄化槽にしても環境汚染の原因になります。本市の公共施設を管理委託する中で単独処理浄化槽になっている施設、くみ取り施設等の把握はされていますか。また、浄化槽の適正な維持管理はどのようにされていますか。お伺いいたします。

そして、法定点検をされていない家庭も多いと聞いております。広島県から各市町へ事務移譲がされ、県としても法定点検の受検率を向上するための取り組みをされています。本市として法定点検についてどのように取り組みをされているのか、お伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 井上議員の質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目のうち、学校教育に係る御質問については、教育長がお答えをいたします。

まず、本市における微小粒子状物質、いわゆるPM_{2.5}の状況についてであります。広島県が竹原高等学校内にある大気測定局において常時測定を行い、毎時間ごとの結果を広島県環境情報サイト「エコひろしま」でリアルタイムに情報提供しており、また本市のホームページからも直接アクセスできるようになっております。

このPM_{2.5}とは、大気中に浮遊する粒子状物質の中でも、特に粒径の小さい、粒径

が2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質のことをいいますが、広島県内では10カ所で測定を行っており、本市の大気測定局においても、平成25年1月31日と2月1日に、1日平均値の環境基準値である1立方メートル当たり35マイクログラムを上回る値が確認されたところであります。

また、本市の平成25年2月の測定結果でありますが、月平均値が17マイクログラムで、日平均値の最大値が39マイクログラム、最小値が6マイクログラムでありました。

なお、環境省は、2月27日に専門家会合を開き、環境基準値の2倍に当たる70マイクログラムを超えると予測される日に、都道府県が住民へ外出の自粛などを注意喚起することを柱とする指針を定めましたが、法的な警報や注意報には当たらない暫定的なものとしております。

この注意喚起とは、濃度により2段階で行動の目安を規定しているもので、70マイクログラム超では、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすとし、特に心臓や肺に持病のある人や高齢者、子供など影響を受けやすい人は、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれるとしております。また、70マイクログラム以下では、特に行動を制約する必要はないとし、影響を受けやすい人は体調の変化に注意するとしております。

本市といたしましては、このPM2.5に関するあらゆる情報について、今後も国、県の動向を注視しながら情報収集に努めるとともに、市民への情報提供を行ってまいります。

次に、浄化槽のあり方についての御質問であります。本市では公の施設のさらなる利便性の向上と管理運営経費の削減を図るとともに、民間ノウハウ等を活用し、新たな市民サービスの向上に努める観点から、公共施設の管理業務の一部を民間事業者などに委託しておりますが、これらの施設を含めた公共施設の合併浄化槽は23基、単独浄化槽は84基、くみ取り式トイレは市営住宅が503カ所、その他の公共施設が47カ所となっております。なお、公共下水道への接続については、18施設が完了しております。

公共施設における浄化槽の維持管理につきましては、浄化槽法第10条に基づき、適正な維持管理を行うため、浄化槽の保守点検及び清掃などの維持管理業務を許可業者に委託し、適正な維持管理に努めるとともに、浄化槽法第11条による水質に関する検査についても指定検査機関に委託し、適正に実施しております。

次に、本市の法定検査に係る取り組みについてであります。広島県の指定浄化槽法定

検査機関と連携し、法定検査の未受検者に対する受検案内や受検指導の通知を送るなど、法定検査の受検率向上に取り組んでおり、今年度約65%の受検率になる見込みであります。

今後も、引き続き広報やホームページなどで市民に周知啓発を図っていくとともに、未受検者に対する指導強化にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 教育長、答弁。

教育長（竹下昌憲君） いじめや体罰のない安全・安心な学校のあり方についてお答えします。

昨年生起しました大津市におけるいじめ問題、大阪市の高等学校で発生した体罰問題を初め、学校現場において子供たちが安心して学校生活を送ることのできない事案が頻発しておりますことは、残念でなりません。

いじめは、児童・生徒の基本的な人権を侵害する許されない行為です。また、体罰は、学校教育法においても禁じられています。平成18年に改正となった教育基本法においては、教育の目標の一つとして生命をたつとぶこと、教育の目標を達成するために、学校においては、教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずることが明記されました。これらのことから、学校は全ての子供たちが安心して過ごせる場所であってほしいと考えます。

まず、いじめ防止についてお答えします。

市内の教職員は、いじめは決して許されるものではないといった強い信念のもとに日々の教育活動を進めておりますが、教職員の目の届かない場面で生起している場合もあると認識しております。

そこで、本市においては、平成22年度から市内全ての学校で、いじめ問題に係るアンケート調査を実施するように指導しております。また、毎学期行うアンケート調査にあわせて、個人面談を実施するように指導し、全ての学校において実施されております。このことにより、多くのいじめについては、早期発見につながっていると考えています。

認知したいじめの早期解決については、担任が個人で抱え込むことなく、学校組織としての取り組みを進めるよう指導しております。学校においていじめを認知した場合は、まず関係者から事情聴取を行うなどして情報を集め、いじめの実態や具体的な人間関係などの全容を解明します。その上で、学校としての指導方針を検討し、加害、被害両方の保護

者と十分連携をとりながら、学校の全ての教師がいじめられた子を絶対に守る、いじめは人間として絶対に許されないことであるという毅然とした態度で、粘り強く指導を行っております。

また、いじめは、学校生活において弱い者や集団とは異質なものを攻撃したり、排除したりする傾向の中で発生することが多いことから、思いやりや正義感、個性や差異を尊重する態度などを育てる道德教育を通して、かけがえのない命、生命、生きることのすばらしさや喜びなどについて理解させることが重要であると考えております。これらの取り組みを通じて、9月以降もいじめの早期発見により早期解決ができたという報告も届いております。今後も引き続き継続してまいります。

次に、体罰防止についてお答えします。

学校現場においては、問題行動を起こす児童・生徒に対し、どんなに指導が困難な状況にあっても、教育者としての使命感や責任感を持って毅然とした指導を行うとともに、組織的に粘り強く、地道な教育活動を重ねております。

しかしながら、全国的に見ると、一部の学校や教職員の中には、依然として、これくらいは許されるだろうとか、これは指導の一環であるといった甘い認識で、不適切な指導を行っている事案が報道されております。全ての教職員は、児童・生徒の指導に際して、体罰に頼るのは、みずからの指導力が不足しているからであるという認識を持たなければなりません。また、管理職は、体罰等が発生するのは、組織的な指導に課題があるからだという認識を持つ必要があります。

体罰につきましても、既にいじめアンケートと同様に、各学校において、児童・生徒を対象にアンケート調査を実施するなどの取り組みを進めてきたところではありますが、今年度、体罰についての報告はありません。

先般の大阪市における事件を受けて、文部科学省から広島県教育委員会を通じて、改めて全ての小・中学校において、早急に児童・生徒、保護者、教職員を対象とした体罰防止に係る校内アンケートを実施するようにと通達があり、現在各学校において調査を実施しているところであります。今後もこうしたアンケート調査を定期的に変更して実施するなどして、体罰等の防止に取り組んでまいります。

また、本市では、平成21年から市内全小・中学校に体罰に関する相談窓口を設けるとともに、こうした窓口の存在を保護者や地域にも知っていただけるよう、たび重ねて学校だよりやホームページ等で周知を図っております。さらに、体罰などの問題を防止するた

めに、教職員が指導方法や対応方法に係る実践的な研修を重ねて、教職員自身や組織全体の指導力の向上を図るとともに、服務規律を徹底し、教職員としての適切な言動を行うなど、法規法令を遵守する態度を培う取り組みを進めております。

このように、学校と保護者、地域が一体となって、いじめや体罰を許さない環境づくりを進めることが肝要であると考えております。安全で安心な学校は、いじめや体罰がないというだけで成り立つものではありません。安全で安心な学校では、全ての教職員が子供たちの成長を真剣に願い、常日ごろから一人一人の育ちを見詰め、みずから伸びようとする児童・生徒と温かい人間関係のもとに教育が営まれています。安全で安心な学校では、教職員がみずからを正し、保護者や地域からの信頼されています。安全で安心な学校は、開かれた学校であり、授業の様子や子供たちの様子を常に保護者や地域に公開して、外部の意見を求める学校です。

竹原市教育委員会は、夢を持ち、子供が輝く教育の実現を目指して取り組んでおります。これからも教職員の一層の資質の向上を図り、市内の全ての学校からいじめや体罰の根絶を目指し、全ての子供たちが夢に向かって伸び伸びと学び、安心して通える信頼される学校づくりを進めてまいります。

次に、食物アレルギーを有する児童・生徒への対応についてお答えします。

本市の学校給食におきましては、これまで安全・安心の観点から、衛生管理の徹底や、できるだけ地場産物を活用するなどの取り組みに努めてきたところであります。食物アレルギーを有する児童・生徒の把握及びその対応につきましては、1年ごとに保護者から学校を通じて学校給食食物アレルギー等対応給食の実施申請書が提出され、申請書、添付されている主治医の診断書及び食物アレルギー除去指示書に基づき、保護者、学校、栄養士が協議を行い、できるだけ児童・生徒の状況に応じた対応をするように努めております。その内容につきましては、食物アレルギーの原因となる食材料を除去した対応給食を提供するもので、除去した給食には、状況に応じて代替食をつけるようにしております。

本市においても、食物アレルギー等対応給食の必要な児童・生徒は増加傾向にあり、現在23名の児童・生徒の対応給食を実施しております。

実施に当たっては、毎月事前にアレルギー対応給食の内容を示した献立表を保護者に配布し、承諾を得ております。その後、栄養士、調理業者で確認を行い、校長、学級担任、校務補助員に対応給食の献立表を配付し、日々確認を行いながら実施しております。

今後とも、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しては、給食センターの指導体制、

及び学校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、個々の児童・生徒の状況に応じた対応に努めてまいります。

以上、答弁を終わります。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） それでは、発言通告書の順番で再質問をさせていただきます。

3月1日に、法務省が相談業務によるいじめや体罰の救済手続を始めた人権侵害案の件数を公表しております。少し紹介しますと、学校でのいじめに関する相談は1万4,746件で、11年には1万4,282件でしたから3.2%増、このうち救済手続は3,988件で、11年では3,306件でしたから、20.6%の増です。また、教職員からの体罰の相談が453件で、11年は492件でしたから16.5%の増、そのうち救済手続は370件で、11年は279件ですから32.6%の増になっております。統計をとり始めてからも、どちらも過去最多で、人権擁護局は、大津市で発生した中学生自殺問題で、いじめへの関心が高まったことが影響したのではないかと分析していらっしゃるということでした。

しかし、この件数は氷山の一角であり、実際は相談できないで悩んでいる子供たちがたくさんいるのではないのでしょうか。携帯メールでの中傷など、教職員の目の届かない場面でいじめもあるでしょう。いじめの早期発見につながっている本市のアンケート調査の実施は、よい方法だと思います。いじめにもなり得る本当に小さな出来事や子供自身が不快に思っていること、保護者にも教職員にも言えないことを、人権擁護委員が行っているSOSミニレターという相談業務もあります。いじめのない学校に向けた取り組みの中で、人権擁護委員や民生委員などの地域との連携はどうされていますか。

安倍首相の肝いりで発足した教育再生実行会議がいじめ問題について提言をまとめましたが、その中で、学校、家庭、地域が一丸となった責任ある体制づくりを求めています。まさに学校、保護者、地域が一体となっていじめや体罰を許さない環境づくりが、この責任ある体制づくりに当たると思います。学校、保護者、地域の連携を密にしていくための具体的な取り組みをお伺いいたします。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 子供たちを取り巻く環境は、非常に厳しい状況

があるということでございます。民生委員さんあるいは人権擁護委員の方々の中からも、そういったような学校、子供たちを心配するような声を幾らか聞かせていただくこともございました。

御質問は、地域との連携をどのようにつくっていったかというようなことでございますけれども、私どもも、こういったいじめなどの問題につきまして、学校の中だけで解決していくというのは、非常に難しいところがあるんじゃないかと思えます。現在、本当に地域の人たちには、例えば見守り隊の方などは登下校で御支援をいただいておりますし、また読書ボランティア等で学校の中へ入っていただいて、子供たちの学習の支援をしていただく方々もございます。そういった方々の中から、子供たちの顔色とか変化に気づいていただいて声をかけていただくというようなこともあったということ、報告を受けております。学校としましては、常に開かれた学校をつくっていかうということで、毎年11月の第1週を「学校へ行こう週間」というような形で位置づけて、地域の方、保護者の方々の来校を促しております。

また、いわゆる学校評議員さんでありますとか、第三者評価委員さん等に地域の方々に入っていただきまして、そういった方々からいろんな御意見をいただきながら、学校の運営にかかわってのサポートをいただいております。地域の力をいただきながら、今後もしっかりとした学校運営ができるように努めてまいりたいと思えます。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） 皆さんとともに子供を育てていく、見守っていくということが大切ではないかと思えます。

それで、答弁の中で、道徳教育というふうな言葉が出ております。子供にとっての道徳教育とは、どんな場面にも遭遇しても、子供が自分の力で適切に対応して判断して行動できる力を育てていくというふうな言葉を出されている方もいらっしゃいます。思いやりのある正義感、個性や差異を尊重する態度を育てる道徳教育を通して、かけがえのない命、生きることのすばらしさや喜びについて理解させることが重要であると答弁されております。この中の道徳教育の取り組みについてどのように推進されているのか、また今後どのように推進されていくのか、お伺いいたします。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 国のほうでも道徳の教科化ですか、こういったようなことも取り沙汰されておりますけれども、道徳教育は非常に重要なものであるという

ふうに認識しております。学校では、道徳的な心情とか、判断力とか、態度といったものを育てていくということで、学習指導要領に示された中身で指導を行っておるところでございます。特に道徳教育というのは、学校教育の全ての場面で行っていくものということで、特に道徳の時間という1時間単位の座学としての学習とは別に、常に例えば給食の時間でもありますとか、いろんな教科の時間の中でも道徳教育は存在するんだということで、取り組みを進めておるところでございます。

本市におきましては、こうした道徳教育を重点的な教育の中身として取り組んでいかなければいけないということで、市内で道徳教育推進協議会というものを設置しております。年間5回、本年度につきましては5回でございますけれども、各学校の道徳教育推進者を集めての研修会等を実施しております。各学校には道徳教育推進者という者を置かなければならないということで、昨今の学校の事情になっておりますけれども、こういった中心になる人物が学校の中でリーダーシップをとりながら道徳教育を進めていっておるところでございます。

昨年度からは、竹原中学校区におきまして、心の元気を育てる地域推進事業といったものを設けまして、小・中学校が一緒になって、ボランティア活動等を通じた体験的な学習を進めております。また、本市は、心のノートといった、過去に文科省のほうから配付されたものを、単市でもって、一度中断して来年度からまた配付ということでございますけれども、中断の期間がございましたけれども、この間も教育委員会のほうから配付しまして、継続的な道徳教育を行ってきておるところでございます。

今後、こうした取り組みは、さらに継続していかなければならないというふうに思っておりますし、子供たちの心のひだに触れるようなきめ細かい指導を心がけていきたいというふうに思っております。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） やっぱり継続が大変いいことだと思いますので、ずっと継続していただきたいと思います。

体罰のほうなんですけれども、平成21年から体罰に関する相談窓口を設けているとあります。相談状況、対応はどのようにされていますか。窓口について、もっと周知していけばいいと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） この相談窓口でございますけれども、平成21年

から、市内の全ての学校で設置させていただいております。もともとは教職員の不祥事、いわゆるセクハラとかわいせつ行為等に対して、しっかりと監督していこうという趣旨で設置されたものでございますけども、その後体罰等についてもしっかりと監督していこうということで、この窓口が範囲を広げられて実施されているということでございます。

現在、こうした窓口を通じて、非行為が報告されたということは伺っておりません。報告を受けておりませんが、むしろこうした窓口をまだ知らない、十分承知していない、あるいはどんどん子供たちも毎年のように新しい子供たち、保護者の皆さんもおられますので、これは継続的に周知徹底を図っていく必要があるということをお認識しております。各学校におきましては、繰り返し学校だより、校長先生の校長室だより等で、こうした体罰、セクハラの窓口の存在を広報されておるところでございます。引き続き、しっかりと啓発を図ってまいりたいと思っております。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） やっぱり啓発で、皆さんに知ってもらいたいというところが一番いいんじゃないかと思えます。いろんな意見とか困ったこととかというのが、相談窓口に集まってくるんじゃないかと思えます。

先ほど一般質問のほうにも引用されていましたが、元巨人軍の桑田真澄さんの言葉なんですけども、これはNHKのインタビューの中で言われているんですけども、指導方法も時代に合わせて変えていかないといけないし、みんなで共有していかないといけない時代に来ている。また、体罰をなくすために、指導者の勉強が必要と言っております。

そこで、教職員が指導方法や対応方法に係る実践的な研修とありますが、具体的な内容や、これらの予定をお伺いたします。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 体罰事案等非行為があった場合、その後の聞き取り等では、どうしてそういうことを起こしたのかということ、本人から聞き取ったりしたものが県のほうからも公開されておりますけども、感情のコントロールができてない、かっとしてとか、あるいは、これは指導の一環で許されると思ったとかといったような言葉が出ております。こうしたようなことを学校の中で教職員がしない、そしてお互いに同僚はさせない、そしてそれを許さない、しない、させない、許さないというんですかね、こういったことを徹底してやっていくためには、やはり教職員の間でしっかりとした研修を行っていく必要があるのかと思えます。

御答弁の中で申し上げました実践的な研修と申し上げておりますのは、例えば教師役と生徒役に分かれて、そういうトラブルの問題場面を役割演技、ロールプレイングをして、そのときの教師の心情、生徒役の心情を疑似体験することによって、考えて振り返っていきこうというような取り組みでありますとか、実際に起こった事案の事例を引き合いに出しまして、いわゆるケーススタディーという形で、どうしてこういうことが起こってしまったのか、どの時点でどういうふうなことをすればそれは起こらなかったのかということ、を、教職員同士が一生懸命ディスカッションするといったような取り組みを行っております。

こうした研修につきましては、その他のさまざまな研修とあわせて、非常に頻繁にやっただいておりますので、こういったことも継続していく必要があるというふうに考えております。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） やはり研修というのは必要なことだと思いますので、時間をとっていただいて、やっぱりしていただきたいと思います。

それでは、給食についてちょっとお伺いいたします。

調布市の事故は、おかわりをしたというふうに聞いておりますけども、周囲がもっと気を使っていたら、この事故は起こらなかったのではないかと、私はそう思っております。大きい子っていうんですかね、小学校、中学校の子供さんでも、小学校の高学年のお子さんでも、自分が食べられないものと食べられるものっていうのは判断がつくと思うんですけども、小学校の低学年の子供さんは、自分が食べられないものが認識できているのかっていうのは、ちょっと不安なところがあります。教職員と当の本人だけがわかっているだけでいいという問題ではないと思うんです。同じクラスの子供たちが、食物アレルギーとは何か、食べられるということにどうしたらアレルギーが起こるのかというような、アレルギーに対しての勉強を一緒にすることによって、ほかの子がそのアレルギーの子に気をつける、守ってあげるという、そういうふうな思いやりの心を育てる、そんな協力をしていくっていう指導の方法もあるんじゃないでしょうか。お考えを聞かせていただきたいと思います。そういう取り組みはされているのか、またお聞かせください。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 低学年の子供は、今言われたように自分が食べられないものをちゃんとわかっているのかというようなこともありまして、保護者と綿密

な連携のもとに、学校のほうは非常に配慮しながら、給食等を進めておるところでございますけども、本人、教員だけでなく、周りの子供たちも、そういうお子さんに対しての配慮をするような教育をしたらどうかということでございます。

今、学校の中で先日聞き取りをしましたら、低学年でどのような取り組みされているかということをお聞きすると、むしろ自分はお肉は食べたくない、嫌いだという子供が、いわゆるアレルギー食で食べなくていい子供に対して何々ちゃんはいいいね、食べなくて、食べなくていいからいいねというようなことを言う。そうすると、その子は傷つくわけじゃないですか。だから、そうじゃないんだと。何々ちゃんは、食べなくても食べてはいけないんだということを指導していくということは、非常に、各学校は気を使いながら子供たちの心の教育を行っているというところですよ。

さらに一歩進め、アレルギーの知的理解を図りながら、食べてはいけないんだよということをその子に対して言えるような学級というのは、これはなかなかレベルの高い指導が必要なかなというふうに思いますが、その発達段階等に応じてどういったような指導ができるのか、現場のほうと話をしながら、食育とも絡みながら話を進めていきたいというふうに思っております。他者を思いやる心っていうのを育てるという一つの学びの場であるのかというふうに思っていますので、そういう理解をさせていただきました。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） アレルギーの子供さんの、本当に大変だと思うんです。それを対応されて、今給食センターのほうで23人の子供さんの給食をつくっておられるということなんですけども、このアレルギーの方がふえている傾向にあるということなんですけども、一人一人アレルギーの状態が違うし、センターの対応が大変だと思うんですけども、現在の状況と、それから緊急のときの対応策っていうのを教えていただきたいと思っております。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長、答弁。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） アレルギー対応給食の状況ということでございますけども、答弁でもございましたように、保護者からの申請をいただきまして、添付されている診断書、除去指示書に基づいて献立を作成しております。できるだけ個別に対応できるようにということで、現在23名おりますけども、全ての児童・生徒に対して、除去食の対応をしているというところでございます。

献立表も作成をしまして、保護者にも確認をいただきまして、学校にも事前に配付

をいたしまして、間違いのないように対応をさせております。

また、栄養士と給食業者が十分な打ち合わせを行って、指示書に間違いのないように調理指示書に従って調理をし、調理後も確認をしながら学校のほうへ配送しているといったような状況でございます。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 緊急時の対応についてでございますけども、先般、救急救命処置の範囲等についてという厚労省通知の一部が改正されまして、アナフィラキシー性ショックのような生命に非常に危険のあるような状態に陥る可能性がある、そういう可能性を持った児童は、あらかじめアドレナリンの自己注射薬というものを所持しているということがございまして、それに対応したような動きができるようになっております。

しかしながら、危険な状況に陥ってしまった場合には、その子供が自分自身でそういう注射を打つことができない状況になる可能性がありまして、その場合は現場に居合わせた教職員が本人にかわって注射するという、これが要は医師法の違反にならないという見方が、先日その通知が、一部改正されたということで報告がありました。

こうしたような状況も想定して、現在市内に2名の児童、これは小学校1年生、2年生になるんですけども、2名の児童が、このアドレナリンの自己注射薬、エピペンというものでございますけども所持しております。こうした子供の緊急時に対応するために、全ての学校では教職員がみずから研修という、全員が誰でも対応できるようにということで研修を行っております。

また、これは常に消防署のほうと情報の提供をし合うということも、その通達の中で規定されておりますので、各学校のほうで消防署のほうとも情報提供を行っていただいとるということでございます。

皆さん緊張感を持って日々取り組んでおられますが、電話のそばにマニュアルとか、あるいは職員黒板のところにマニュアルを置いて、いつ何どき何かあったときには誰でも対応できるようにという体制をとっておりますので、今後も引き続き緊張感を持って取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） あってはならない、これもあってはならないことなんで、やはり緊張感を持って対応していただきたいと思います。

この問題の最後に、いじめや体罰で精神的、肉体的にも不安や不快感を与えることなく、元気で健やかに子供たちが育つ環境において、学校が本当に総合的に安全・安心であるための思いっていうんですかね、それを教育長に最後にお聞きして、この問題について終わります。

議長（稲田雅士君） 教育長、答弁。

教育長（竹下昌憲君） 安全・安心な学校づくりは、基本的には、教職員が子供たち一人一人と信頼関係を築いていくということにあると思います。そういった中で健康面、学習面、生活面、それぞれの分野に工夫や配慮をしながら教育活動を行っていく必要があると考えております。そして、学校だけでなく、先ほど議員さんもおっしゃっておられましたように、保護者、地域と一体となって信頼される学校づくりを行っていきたいと考えております。そのためには、教職員一人一人の資質の向上ということに努めて、子供たちが安心して通え、そして安心して学べる学校づくりを進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） 次に移りたいと思います。

今、テレビやなんかですごく報道されているのがPM2.5です。環境省は、28日でしたかね、2月でしたけども、大気中の濃度の1日の平均が環境基準値の2倍の1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される日に、外出の自粛などの注意喚起をすると発表しました。また、きょうの新聞にも、広島県も同じように、皆さん住民にそういうことを伝えるということが報じられておられます。そこで、市町が、防災行政無線などで住民に伝えるとのことを確認したと、この中国新聞には載っております。

この中で、心臓や肺に持病がある人、高齢者、子供など影響を受けやすい人に関しては、70マイクログラム以下でも、やはり体調の変化があると思うんですけども、そういう方に注意喚起の情報提供をされるときには、どういうふうにされるのか。また、一般市民へも、同様に情報提供をするというふうになっていきますけども、本市の情報提供はどのようにされるのか、お伺いいたします。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） PM2.5が基準値を超えた場合、また影響を受けやすい方の情報の提供ということでございます。

当然、市民に対しては、今現在広島県のほうが速報値を掲載しておりますエコひろしま

に、ホームページですが、エコひろしまに、市のホームページから直接アクセスできるようにしております。また、市民もあわせまた、当然影響を受けやすい人に対しましても、今後市の広報で情報提供をしてみたいと考えております。御存じのように影響の受けやすい人につきましては、事前といいますか、できるだけ、基準値が70ですけども、35マイクログラムを超えたら、そういう影響を受けやすい人については窓を開放するのをやめるようにとか、濃度の高い日にはできるだけ外出を控えるような対策をとるよう、今後広報、ホームページで情報提供をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） ホームページなどで情報提供するというふうにありますけども、高齢者の方などは、全員がそうではないと思うんですけども、ホームページをあけることができな方も多分いらっしゃると思うんですよね。そういう方に関しては、どういうふうな形で情報提供をされるのでしょうか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） いわゆるホームページを見られない方のこの情報についての情報提供をどのようにしていくかということでもありますけども、まず全般的に、全般的にとといいますか、今現在緊急連絡ということで光化学オキシダント注意報とか警報が出た場合には、その解除とか発令について緊急連絡体制によって、市内の幼稚園、保育所、小・中学校、福祉施設へ注意喚起できるような緊急連絡体制があります。そういうものも使っていきたいと思っておりますし、昨日そのPM2.5にかかわっての会議がございまして、県のほうから各報道機関へもデータ放送等の依頼をされとるということでもありますので、そちらのほうにも注視していただくようにしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） 住民の皆さんに、市民の皆さんに情報提供ができるような体制をつくっていただきたいというのが1つあるんですけども、今後の国、県の動向を注視しながらとあるんですよね。でも、注視しながらってというていったら遅い、いつ広島県にこの70マイクログラム以上のものがふってくるかもわからない、飛来してくるかもわからない。そういうときに、やっぱり早く対応していかないといけないということが、本市独自の対応策っていうのも必要じゃないかと思うんです。マニュアル化っていうんではな

いですが、そういうものに対してはどのようなふうなお考えをお持ちでしょうか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 今現在、国が出されている分については、PM2.5に係る注意喚起のための暫定的な指針に基づくということで、県の対応としては、先ほど申しましたようにPM2.5の測定局のいずれかの局において、午前5時から7時まで各1時間値の平均値が立方メートル当たり85マイクログラムを超過した場合ということで、午前中にそれを超過すれば、国の基準の場合の70マイクログラムを超過する可能性が想定されるということで、高濃度予報を行うということをしております。それについては、先ほども言いましたけども、県のホームページで掲載されるということと、県が各報道機関にデータ放送として、テレビでデータ放送を流していただくということの取り組みであります。

本市といたしましても、全体的なことについては、すぐというその部分はもうホームページしかありませんけども、今後こういうことは想定されるわけですので、広報等によって、そういう影響を受けられる方、当然市民全体にかかわることについて広報等で周知してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） ぜひ安全・安心のために、早急にやっていただきたいと思えます。

次に、浄化槽についてお尋ねいたします。

公共施設の浄化槽については、維持管理ですね、保守点検、清掃、法定点検が行われているということです。単独浄化槽やくみ取り式のトイレの設置が結構ありましたが、まだ多くの生活排水というものは、直接川に流れている状態です。単独浄化槽やくみ取り式のトイレから合併槽にしたり、公共下水道に完成したときに接続するということによって、美しい川や海を守ることになると思うんです。環境をよくしていくために、この公共施設を浄化槽にしていく、できて完成してからの公共下水道に接続していくっていうことはわかるんですけども、公共施設を合併槽にするっていう方向は、お考えはいかがでしょうか。

議長（稲田雅士君） 財政課長、答弁。

財政課長（塚原一俊君） それでは、お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、浄化槽法に基づいて適正な管理を行っておりますけれども、今御質問いただきました単独処理浄化槽及びくみ取り式のトイレですね、こちらのほうを合併処理浄化槽への変更はどうかという御質問でございました。環境について、かなり配慮した適切な維持をしておるつもりですけれども、こちらのほうを全て浄化槽ということになりますと、まだそういったようなことを体系的に計画的に取り組んでいる状況にはないという状況でございます。

といいますのも、単独処理槽とくみ取り式合わせまして600を超える公共施設がございますので、そちらに対応するということになりますと、やはり経費的な問題がまず大きな問題として上がってきます。また、施設の老朽化ですね、特にくみ取り式のトイレの施設につきましてはかなり老朽化が進んでおりますので、そういったことにつきましてどこまで投資するかという問題も出てきてまいりますので、それらを勘案した中で、今現在それらの施設につきまして浄化槽にかえていくという計画などは、今のところございません。したがって、現在の段階では、浄化槽法に基づきまして、環境に悪影響を及ぼすことのないような適正な維持管理に努めておりますし、また今後もそのようにありたいと考えております。

また、公共下水道の処理区域のお話もありましたけれども、これにつきまして今現在、冒頭の御答弁にもございましたが、18施設ですね、これにつきましては全て接続済みという状況でございます。平成25年度におきましても、公園のトイレを1施設、公共下水道、新たに処理区域に入る部分でございますけれども、そのような形で接続する予定になっております。また、今後下水道につきましては、処理区域がどんどん広がっていきますけれども、その都度速やかに接続を行うことによって対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） 公共下水道につきましては、速やかに接続していただきたいと、それで単独槽とかくみ取り式のほうに関しましては、特に住宅ですよ、市営住宅なんかが多かったので、今市営住宅などの改修とか、いろんなことが出てきていると思いますけれども、そのときにやっぱり一緒に考えていただきたい問題だと思っております。

次に、県から事務移譲がされてますけれども、適正な浄化槽の維持管理については、市のほうが事務をされております。浄化槽法の第10条に関して保守点検、清掃については行っても、浄化槽法の第11条に関する法定点検は行っていない家庭はたくさんあるんで

す。今、本市のここの法定点検の受検率が65%というふうにありますけども、県としては、目標を70%を見込んでおるといことです。法定検査をするときに、県の指定の業者が来られても、家の方がけんかをして、何でやらにゃいけんのかっていうふうなことでけんかをされて、法定点検をされてないというところが実情だと思います。この法定検査をなぜしないといけないのか、必要性についてお伺いたします。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 法定点検をなぜ受けなければいけないか、その必要性はということであります。浄化槽法の第11条により、浄化槽の管理は法定検査の受検義務が課せられております。この法定検査は外界検査、水質検査、処理検査により、日常の保守点検や清掃が適正に実施されているかを公的機関が検査を行い、公平に評価するというので法定点検をされております。先ほど浄化槽の保守点検をされる業者の方が適正に浄化槽の管理をされとるかという部分も含めて、年に1回、第11条による法定検査が必要ということで、現在やっております。

それで、県の70%の目標についてですが、答弁で申し上げておりますように、本年度で65%、実は前年度は30%弱ということで、各未受検者に対しまして今年度3回の通知等を送って受検率の向上に取り組んだ結果、県の平均値70%までには届きませんが、その取り組みによって65%まで受検率が上がったということで、今後も住民の皆さんに法定点検の必要性ということを周知しながら、受検をしていただくよう今後も取り組んでまいります。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） やはり周知をしていただいて、法定点検をしていただくようにしていただきたいと思います。

まず、その業者の方ですよね、保守点検や浄化槽の清掃をする業者の方が浄化槽設置者、市民に法定検査を受けてもらうように啓発してもらうことも考えられるんです。やはり連携していくことによって、受検率もアップしていくんじゃないでしょうか。市内のそういう保守点検業者とか清掃業者に対しての連携はどのようにとられていますでしょうか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 御指摘のように受検率を上げるためには、当然維持管理業務許可業者との連携ということも必要でしょうし、現実に家を建てられる方につい

ても、建築士等が、当然下水道の区域外は現在では合併浄化槽の設置ということになると
思いますけども、浄化槽にはそういう法定点検の必要があると、保守点検の必要があると
いうような、建設をされる方にも連携をとりますし、先ほど言いましたようにそういう清
掃される業者とも連携をとりながら、法定点検の受検率の向上に努めていきたいと考
えております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 3番。

3番（井上美津子君） ぜひとも受検率を上げていただいて、自然を守るという観点か
ら、浄化槽にしていただきたいと思います。点検をしていただきたいと思います。

最後に、次世代を担う子供たちの健やかな暮らし、また市民もそうですけども、美
しい自然を後世に残すために、いま一度市長のお考えをお聞きして、一般質問を終わら
せたいと思います。

議長（稲田雅士君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 議員の今の御質問でございますけども、市民の健やかな健康とい
うことでございますけども、市民の健康は我々行政の中にも大きなウエートを占めてお
るところでございます。この春先になると、先ほども話がございましたように黄砂あるいは
花粉ということで、多くの市民の皆さんが悩まされていたんですが、ここへ来てPM2.
5、なかなか最近になってだんだん皆さんも御承知されたと思いますけども、こう
いった厄介な物体が飛んでき出すということです。竹原市においては、大気測量局は竹
原高等学校の中にあるということで、非常に場所的にもいいところにあるんじゃないか
と思います。気温とかなんかは、ちょっと忠海よりの海岸沿いもんですかね、竹原市
域の全体の数値にならないんですが、このPM2.5は、竹高ということで市街地にあり
ますので、非常に数値としては、皆様方に参考になる数値が上がっているというふう
に思います。そういった中で、これからはそういったPM2.5も含めて、市民の健康
管理の数値として測定をしていかなきゃいけないということでもあります。

先ほども話ございましたように、なかなか市民に周知徹底するのが大変なわけ
ですけども、これはもっともっと知恵を働かせながら進めていかなきゃいけないと
同時に、市民の皆さんも日ごろから、我々の広報、その他の情報の中で自己管理も
ぜひしていただきたいというふうに思います。

また、環境問題も、これからの地域の中では大変大きいものがあるかと思
います。そ

ういった中で、先ほどお話しございましたように、水質の管理ということが大変貴重なものだというふうに思っておりますし、河川、水質というものにおいて、市民のそういった生活の中では、ぜひ環境に優しいまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

浄化槽、我々も県から委託を受けたときには、20%か30%の受検率であったんで、これが県の目標の70%にいつ届くかなと思ってたんですが、非常に市に移管されて努力もしていきまして、約65%の受検率になっております。県の目標は70%ですが、それに向かって、ぜひぜひ今年度達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

この2つの環境あるいは市民に優しいまちづくりの中で、安全・安心、健康管理、こういったものはこれからも取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 以上をもって井上美津子さんの一般質問を終結いたします。

2時35分まで休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、宮原忠行君の登壇を許します。

7番（宮原忠行君） 市民会議の宮原忠行でございます。平成25年第1回定例会議における一般質問をさせていただきます。

1、政府は、本年1月24日、地方公務員の給与改定に関する取り扱い等について閣議決定し、同月28日は地方公務員法第59条並びに第245条の4の規定に基づく技術的助言を根拠として、東日本大震災を契機とした防災・減災事業に積極的に取り組むこと、また長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっているとの前提に立って、こうした地域課題に迅速かつ的確に対応するための財源確保措置として、平成25年度における地方公務員の給与についても、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において、速やかに国に準じた必要な措置を講ずるよう要請しますとの総務大臣通知を発しました。

また、ラスパイレス指数100を超える地方自治体に対しては、交付税並びに地方の元気づくり交付金についても、給与実態に即した削減措置を講じることとしています。

平成23年度の国家公務員と比較する竹原市の職員給与の水準を示すラスパイレス指数は103.0であり、指定都市及び中核市を除く全国の市区町村1,677団体の中で第17位と、トップクラスに位置しており、交付税並びに交付金削減額は相当程度の額になるものと思われませんが、削減額をどの程度見込んでおられるのか、お示し願いたいと思います。

2、総務省は、去る2月13日に都道府県の総務部長らを対象にした説明会を開催し、地方公務員給与の7.8%削減のほかに、期末勤勉手当の9.77%、管理職手当についても10%の一律引き下げを求めました。また、今後各地方自治体の給与削減状況を調査し、結果を公表することもあわせて表明したところであります。総務省の方針どおり、職員給与の削減が実施されたとして、竹原市職員給与総額の削減額は幾らになるか、お示し願いたいと思います。

先ほど指摘しましたように、竹原市職員の給与水準を示すラスパイレス指数は103.0であり、指定都市及び中核市を除く全国の市町村1,677団体の中で第17位と、トップクラスに位置していますが、その一方で、一般行政職員1人当たりの年収は616万2,000円であり、全国ランキングは536位となっています。

このように、ラスパイレス指数と一般行政職員1人当たりの年収の全国ランキングには、相当大きなギャップが見られます。例えば、廿日市市はラスパイレス指数上位50位にも達していませんが、一般行政職員1人当たりの年収669万5,000円は全国で147位となっており、政令指定都市である広島市を除いた22市町では第1位となっており、ラスパイレス指数と職員1人当たりの年収を比較考量したときに受けるイメージには大きな開きがあり、どの指標が竹原市職員給与の実態を正確に反映しているのか、判然としない状況にあります。

市長として、現在の竹原市職員の給与実態を市民にどのように説明され、市民的合意を得られようとされるのか。また、今後職員給与の実態を正確に反映する指標の作成等について検討される用意があるか、御所見をお伺いします。

安倍政権による今回の地方公務員給与削減のための交付税減額措置については、地方六団体を初めとして、全国の首長が異議申し立てを行いました。湯崎知事も反対の意思を堅持されてきましたが、本年1月30日の記者会見で、県民向けの事業費を減らすことはで

きないので、交付税、交付金の減額措置に見合った県職員の給与引き下げはやらざるを得ないとの苦渋の決断を表明するとともに、今回の政府の手法に対して、地方自治の趣旨に反する地方奴隷制だとして、強い抗議の意思もあわせて表明されたところであります。

市長は、今回の政府の給与削減のための交付税減額措置についてどのように評価されているのか、御所見をお伺いします。

日本経済の再生のための10.3兆円にも上る政府の緊急経済対策としての補正予算に合わせて、竹原市においても疲弊した地域経済再生対策としての6億8,147万5,000円の補正予算と平成25年度当初予算123億8,183万3,000円、計130億6,330万8,000円、投資的経費、公共事業予算についていえば、平成24年度当初予算の約2.3倍もの予算が編成、提案されています。

安倍総理も明言されているように、巨額な財政出動による日本再生のための地域経済再生手法は極めて限定的なものであり、最大限、その効果をもたらすことが至上命題となっています。そのためには、予算の完全執行が絶対条件となります。疲弊した竹原市経済にカンフル剤を打ち、再生させていくための予算の完全執行に向けて、今日までどのように取り組まれてきたのか。

また、予算の完全執行のためには、職員のモチベーションの維持向上並びに精神面を含む労働安全衛生確保のための臨時職員、嘱託等の人的補充ないしは労働環境の整備が喫緊の課題になっていると思われるところであります。この点についてどのような対策を考えられているか、市長の御所見をお伺いします。

さらに、疲弊した竹原市経済再生のための緊急経済対策である以上、受注業者並びに下請業者に至るまで、地元業者の仕事が確保され、経済的利益が享受されるとともに、消費拡大による商業振興につながるような適正利潤が確保されなければなりません。

今次、緊急経済対策に係る政府の補正予算10.3兆円は、消費税の約4.1%にも相当するものであり、来年度以降の消費税増税5%を先食いしたものと言っても過言ではありませんし、二度と再びこのような経済対策を打つことはできません。そうである以上、高騰する建設資材、人件費を正確に反映された積算等により、受注利益の確保と消費拡大へと波及させていくための格段の配慮が求められていると思われれます。

以上、3点について市長の御所見をお伺いします。

お笑いタレントの母親の生活保護受給騒動に端を発した生活保護費削減の動きは、政権再交代を受けて一層拍車がかかり、生活費に充てられる生活扶助費の支給基準が8月から

引き下げられることになりました。この措置により150億円、期末一時金の引き下げにより70億円、価格の安い後発医薬品使用の原則化、不正受給対策の強化、就労支援促進などにより、平成25年度予算において450億円削減することが決定したと報道されています。

さらに、生活扶助基準額は、平成25年度から3年かけて段階的に引き下げられ、平成24年度と比較して約6.5%、670億円削減する方針が示されています。政府試算では、基準額の引き下げ幅が5%以下の世帯は全体の71%、5%から10%に該当する世帯が25%になると推計されています。

こうした政府方針が実施された場合、竹原市における生活保護受給者並びに住民税非課税世帯等の低所得者にどのような影響を及ぼすことが予測されるのか。また、予測される事態に対して竹原市はどのような対策を講じられるのか。

さらに、生活保護受給者への現物支給、家計簿の記帳等々の改革議論に対して、あらゆる市民の生活に対して直接責任を負わされた基礎自治体の竹原市長として、どのようにお考えになっておられるのか、その御所見をお伺いします。

最後に、田村憲久厚生労働大臣は、就任会見において、65歳以上の介護保険料は今は5,000円弱、2025年には8,200円になる見込みだ。これほど急激な保険料の増加で制度は本当に持続可能なのかと、介護保険財政の観点から持続可能性に疑問を呈したところであります。

また、2月1日付中国新聞は、社会福祉法人的場会理事長が特別養護老人ホームの運営における最大の課題は人材確保であるとして、介護従事者という人的側面からの持続可能性に疑問を投げかけ、国による人材確保支援策の必要性を訴えておられました。

市長は、持続可能な介護保険制度に対して、財政、人的側面から問題提起されたお二人の認識を共有されるか。また、共有されるとするならば、お二人の問題提起を真摯に受けとめ、対策を講じていかれる意思がおありになるか。とりわけ、低い報酬に甘んじて介護保険制度を支えておられる介護従事者の処遇改善について、あらゆる努力をされる意思がおありになられるかどうか、その御所見をお伺いします。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答えいたします。

1点目から3点目は私が、4点目から7点目は副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。当初予算における地方交付税の算出方法は、前年度の普通交付税算出資料の各数値について、翌年度の数値が確定しているもの、または見込めるものを全て最新の値に置きかえるとともに、地方財政計画の動向等も見きわめながら行っております。

このたび、国が想定している地方公務員給与の削減による基準財政需要額への影響額については、1月末に国が示した資料においても、マクロベースでの簡易な計算式のイメージが示されたにすぎず、具体的な計算方法については改めて示されることになっておりますが、仮にこの計算式で算定した場合の本市への影響額は、7,000万円程度の減額となる見込みであります。

一方では、給与水準及び職員削減分の行革努力を、普通交付税の基準財政需要額へ反映する地域の元気づくり推進費（仮称）が新たに導入される予定とされておりますが、これについても、現在において示されているマクロベースでの簡易な計算式に当てはめて算出した場合の本市への影響額は、2,500万円程度の増額となる見込みであります。

したがいまして、現時点で示されている国からの情報に基づき試算した結果、平成25年度における給与削減等による地方交付税への影響額については、4,500万円程度の減額となる見込みですが、測定単位等の係数の変化によって算定額は変動しますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。仮に国からの要請に基づき、本年7月から国家公務員の給与減額支給措置に準じて、本市の職員の給料を平均7.8%、期末勤勉手当を一律9.77%、管理職手当を一律10%減額した場合の影響額につきましては、8,500万円程度となる見込みであります。

次に、3点目の御質問についてであります。平成23年度の本市のラスパイレス指数は103.0で、全国の指定都市及び中核都市を除いた1,677市区町村のうち17位となっており、県内では最も高い数値となっております。

その要因といたしましては、昭和50年代の採用抑制の影響により、管理職等につく職員の低年齢化が進むなど、職員の年齢構成の偏りという特殊な要因により、学歴別、経験年数別に給料を比較するラスパイレス指数は高い状態になっていると考えられますが、職員の平均給与月額につきましては、県内では大竹市、庄原市に次いで低い額であり、国や地方の給料水準を比較検討する方法としては、ラスパイレス指数を含めたさまざまな指標

をもとに行う必要があると考えております。

職員の給与につきましては、地方公務員法に基づき条例で定めることとされており、これまで本市の職員の給与改定を行う際には、官民の給与格差を解消することを基本に行っている人事院勧告をもとに、国及び他の地方公共団体の職員の給与等の状況を考慮し決定してきたところであり、職員の給与を含む人事行政の運営等の状況の概要につきましては、人事行政における公正性及び透明性を確保するとともに、市民の皆さんに御理解いただくため、広報紙等で公表しているところであります。

本市は、これまで効率的な行政運営と市民サービスの向上に積極的に取り組むため、職員の定員・給与の適正化や事務事業の見直し、民間委託の推進などにより給与関係経費のほか、内部管理経費の節減対策に取り組んでまいりました。

現下の厳しい状況の中で、現在、市長、副市長、教育長に加え部課長の給与を5%削減する措置を行っているところでありますが、職員の給与制度については市民の理解が得られる制度として運用していく必要があるため、今後においてもさらなる行財政改革を推進する中で、社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら、給与水準の適正化に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） それでは、私のほうから、4点目から7点目までについて御答弁を申し上げます。

次に、4点目の御質問についてであります。本市においては、少子・高齢化等による社会保障関連経費の増加、人口減少社会への移行、地方分権の推進など多岐にわたる対応が求められておりますが、これに加え、長引く厳しい経済状況により、市税収入の減少や国庫補助金制度の見直し等により、厳しい財政状況となっております。

このような中で、地方交付税については、本来地方の税収入とすべきものでありますが、団体間の財政の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の水準を維持できるよう財源を保障する見地から、国税として徴収し、一定の合理的な基準によって再配分される、いわば国が地方にかわって徴収する地方税であると言われており、このことから地方の固有財源であると考えております。

このたびの職員給与の削減を前提とした地方交付税の削減については、全国市長会を含む地方六団体において、国が政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の

固有財源という性格を否定するものであり、このようなことは行うべきではないとの見解を示しておりますが、本市の財源確保という立場からも、非常に厳しい措置と言わざるを得ない状況であると考えております。

次に、5点目の御質問についてであります。経済対策予算の完全執行に向けての今日までの取り組みにつきましては、全国的な公共事業の増加から、業者の技術者不足による入札辞退等も懸念される所であり、今日までに公共工事の早期発注の指示や発注形態の検討を行ってきた所であります。予算成立後は、速やかに業者選定、入札執行をすることにより、早期に工事に着手し、工期内に工事を完成させ、予算を完全執行してまいりたいと考えております。

次に、地元業者の仕事確保についてであります。当市発注の建設工事等においては、地域経済の活性化、雇用の拡大の観点から、市内業者を優先的に指名選定し、受注機会の確保を図っている所ではありますが、このたびの公共工事は経済対策予算であることに鑑み、方針に基づき市内業者を優先的に選定するとともに、選定数が不足する際には、特定共同企業体による入札や選定数を減じる措置による入札等を検討してまいりたいと考えております。

次に、地元業者の適正な利潤の確保についてであります。公共工事の積算は、毎月実施される全国動向調査により作成された資材単価や、毎年広島県が作成する公共労務費単価に基づく人件費を適正に積算している所であり、業者との契約後、資材や人件費が高騰した場合は、物価水準や賃金水準を調査の上、適正な請負価格になるよう対応してまいりたいと考えております。

また、予算の完全執行において職員の果たすべき役割は大きく、職員一人一人が意欲を持って職務に取り組めるよう事務量を勘案する中で、必要な職員配置や組織内の連携強化、職場の環境づくりや職員の健康管理などについて適切な対応に心がけてまいります。

次に、6点目の御質問についてであります。厚生労働省は生活扶助基準の見直しについて、生活保護基準部会における検証結果に基づき、年齢、世帯人員、地域差による影響を調整するとともに平成20年度以降の物価下落を勘案し、適正化を図るものとされています。また、生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成25年8月から3年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じ、3年間での削減額が国費ベースで740億円、平成25年度の削減額が国費ベースで220億円とされております。

本市の生活保護受給者に対する生活扶助費減額があった場合の影響並びに低所得者等へ

の影響については、現時点において新たな生活扶助基準やその対応等について詳細が示されていないため、今後、国、県の動向を注視し、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

現物給付については、現物給付をすることとされている医療扶助、介護扶助等のほか、介護保険料や住宅家賃等を代理納付しております。また、家計簿の記帳については、金銭管理の支援が必要な生活保護受給者には、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業「かけはし」の利用を勧め、支給された保護費の乱費による生活の破綻を招かないようにしているところであります。生活保護制度は、最後のセーフティーネットであり、生存権を保障するものであることから、引き続き適正な運営に努めてまいります。

次に、7点目の御質問についてであります。介護保険制度は、加齢に伴い要介護状態となった方が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、平成12年4月1日に創設され、市民生活になくってはならないものとして定着しているところであります。

平成24年度から3年間を計画期間とする竹原市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進める中で、医療や介護が必要となっても、住みなれた地域、そして自宅で暮らし続けたいと願う高齢者の希望に応えるため、平成24年度より創設されました定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入を図るよう、積極的に働きかけを行うこととしております。

保険料の算定については、竹原市全体の3年間の介護給付費を見込み、保険料月額基準額を5,340円に設定し、その額は県内23市町中7番目に低い額となっております。

本市では、介護給付費、介護保険料の抑制につながる介護予防の取り組みとして、65歳以上の要介護認定を受けていない方全員に元気確認シートを送付、回収し、結果票を返送する中で、いきいきはつらつ教室やお元気応援団養成講座などの介護予防教室の紹介を行い、地域包括支援センターやそのブランチ、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、栄養士など専門職の方々と連携し、介護予防事業に取り組み、高齢者が地域で生き生きと暮らせるまちづくりを進めております。

介護従事者の処遇改善については、平成23年度までの介護職員処遇改善臨時特例交付金にかわり、平成24年度から平成26年度までの介護報酬に介護職員処遇改善加算が創設され、各事業所において処遇の改善が図られているところであります。

介護人材の確保については、広島県において平成24年4月に広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会が設置され、行政と関係者が連携、協働により人材の確保、育成、定着に関する事業を推進しており、本市においても相談窓口を設置することとしております。

また、本市では、先日開催いたしました就職ガイダンスに、福祉関係事業所の参加の呼びかけと相談コーナーに広島県社会福祉協議会から参加をいただき、人材確保への取り組みを行っているところであり、引き続き、県、事業者等関係機関と連携し、介護保険事業の健全な運営を図ってまいります。

以上、御答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 一般質問でも申し上げましたように、竹原市の職員のラスパイレス指数が103.0ということです。それで、平均年収で見るとそれほどでもない。それで、廿日市市の場合もラスパイレス指数はそうでもないんだけど、職員の平均年収でいくと、ぐっと全国的なランクが上がってくると、こういう形なんです。

それで、そこで総務課長、1つの原因として職員構成といいますか、正職と非正職の構成比が、例えば竹原市と廿日市市の場合、どういうふうな構成になっているか、もし数字を把握しておられるならば、御答弁願いたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 申しわけありませんが、廿日市市のほうの数値っていうのは、ちょっと把握はいたしておりません。

本市の職員数でございますけども、これは以前にも決算等々の資料でお示したことがございますが、平成23年度で申し上げますと、職員数267名でございます、嘱託員等の人数が191名、臨時職員数が127名というところでございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 実は、竹原市も廿日市市も似通った構造として、正職員の構成比が約45%ある、5割切っとなんです。それで、広島県内で正職の割合が5割を切っておところは竹原市と廿日市市だけなんです。それで、この2市が、廿日市市さんの場合はラス

パイレスがそれほど高くないから、それほど大きな国のペナルティーといたしますか、こうしたものは受けないのかもわかりませんが、竹原市の場合は分母の職員数が低いから非常に鋭敏にこのラスパイレス指数が、数字があらわれてくるといたしますか、そうした構造になつとるわけですよ。

それで、そこで改めて総務課長のほうに確認をさせていただきたいんですけども、ここ数年間の竹原市の職員の平均年収の推移がわかればお示し願いたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（稲田雅士君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 平均年収というようなことで、ちょっとなかなか統計というものをを出しておりませんので、大変申しわけないんですけども、議員のほうで今回質問でおっしゃっておられました竹原市の611万円余りというふうに、年収というふうに御質問の中で出されてるんですけども、大体これまで広報紙等で職員給与の状況等を公表させていただいているところでございますが、1人当たりの平均給与、平成24年度でございますと、予算上ですが589万1,000円というようなことでございますが、これはあくまで予算上の数値でございますが、基本的には600万円前後ではなかろうかというふうに思っております。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私が調べさせていただいたところ、平成13年が659万円、それで平成23年度が616万円、43万円減ということになるんですかね。それで、6.53%ぐらい減つとるわけですよ。それで、全国の民間のサラリーマンですね、サラリーマンの年収でいきますと、平成9年が最高で467万円なんです。それで、平成23年度が409万円、それで平成9年度対比でいうと58万円減で、ほぼ似たような傾向にはあるんです。

それで、もし資料をお持ちでなかったら、持っていないというふうにお答えいただいて構いませんので、確認の意味でお話しさせていただきたいと思うんですけども、例えば地方公務員給与と国家公務員の経験年数別の給与を比較したもんがあるんです。それで、その場合、経験年数が10年から14年と、それから15年から19年、それから20年から24年と、こういうふうに経験年数の段階ごとにあらわしたもんがあるんですけども、もしこれをお持ちであるならば、数字をお示し願いたいと思いますが、いかがでしょうか。持っていないければ持っていないと。

議長（稲田雅士君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） ラスパイレス指数の数値は持っておるんですが、申しわけありません。ちょっとそういった経験年数別っていうのは持ち合わせておりません。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 広島県の地域政策局市町長行政財政課の平成23年度広島県内の市町の給与の状況についてによりますと、竹原市の場合が平均給料月額が28万3,300円、国の平均給料月額が28万3,800円、国と地方の差の場合、竹原市のほうが2,200円ほど低くなっております。それで、それと15年から19年でいきますと、竹原市の平均給料月額が35万3,400円、そして国の平均給料月額が33万8,100円、国との較差額といたしますか、これが1万5,300円になってくると。それで、さらに経験年数20年から24年でいきますと、竹原市の平均給料月額が39万500円、そして国が38万7,100円と、それで竹原市と国との較差というのが3万4,700円と、こういうふうな形になっているわけです。

このように、いろいろと非常に財政が逼迫した厳しい状況の中で、ある意味、財政に関する数値というのは、かなり相当の努力があったんだろうと思うわけです。これは市長を初め財政当局等の努力も大変大きなものがあったと思うわけですけれども、今度は逆に世が変わったときに、ラスパイレス指数がこういう形で、ある意味でいえば努力した結果がラスパイレスの急騰を招いたというか、私はこういうふうな形になつとるんじゃないかと思うわけですよね。

それで、そうしますと、ここ去年、おととしぐらいまでは、ラスパイレス指数も全国20位までじゃったんではすよね、総務省が発表しようたのが。それで、2年ぐらい前からラスパイレスが、今度は50位になってきたわけです。マスコミプレス報道といたしますか、その対象が。それで、その50位までを発表するようになってから、竹原市の職員の給与のラスパイレス指数が急速にクローズアップされるというか。テレビで見えておっても、総務省が発表した全国の上位のランク数がテレビに映るわけですね、一瞬ですよ、一瞬ですけども、やはり竹原市がぱっと出とるわけです。

そういうふうに、ある意味でいえば、経済学でいうところの合成の誤謬といたしますか、といたしますのは、歳入に占める人件費の構成というのを極力引き下げようとしてきたその結果、正職と、正規、非正規の構成割合も変えてきた。それで年齢構成も確かに歴史的な経緯もあるのかもわからんけれども、そうしたことが非常に竹原市にとってよかれと思っ

てきたことが、ラスパイレスが急騰して、このたびのような国の強権発動といますか、もっと言葉を変えていけば強権発動の餌食になったような状況になっておるのが、今日における竹原市の状況なんだろうと思うわけです。

それで、そうしますと、いずれにしても、湯崎知事も最初は相当に抵抗を示しておられました。それで、全国の都道府県知事も、ほとんどそうでありますけれども、しかしながら、問題は交付税そのものがずっともう赤字なんですよ。赤字なんです。ですから、交付税そのものも借金をしなきゃならんし、そしてその借金において確保された交付税、今まではどうぞ御自由にお使いくださいと、こういうふうに言ってきたわけでありましてけれども、今度は、とりわけやっぱり政権再交代によって、この借金の裏打ちされた交付税を職員の給与に使うのではなくて、どうぞ疲弊をした地域経済の再生のために使ってください、防災・減災のための原資として使ってくださいと、こういうふうになったわけです。それで、竹原市市長にも竹原市議会議長にも、全国の首長、議長に対して、新藤義孝総務大臣のお願いという文書が、お手紙が届いたと、こういうふうな状況です。

それで、さらに言いますと、例えばどういう形になるのかわかりませんが、連合に支えられた湯崎知事をして、やはり職員給与は引き下げざるを得ないねと、交付税を給与に回して県民の事業を削るわけにはいかないから、ある意味、ここは断腸の意で、断腸の決意を持って職員の給与を引き下げざるを得んと、こういうふうな苦渋の決断をされたわけです。

それで、景気対策との関連で言いますと、平成24年度の当初予算の約2.3倍の公共投資の投資的経費の予算が組まれたわけです。そうしますと、職員はそれが1割前後になるのか幾らになるのかわかりません。しかし、いずれにしても、恐らくは1割前後の給与のカットを受けながら仕事は2.3倍の仕事をしなければならないという、非常に苦しい状況に追い込まれてくるわけです。

それで、そうした意味で、非常にこれは理事者側、また労使関係でいっても、非常に苦しい局面であることは間違いないと思うわけです。そうした意味で、そうした苦しい局面、経済対策も含めて、ぜひ総務部長のほうから、そうした労使の問題も含めてどういうふうに対応されていくのか、御答弁できる範囲で構いませんので、御答弁をいただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 議員のほうから御説明のような状況で、今、国からの通知、ま

た要請というのがございます。それに対する各地方公共団体の対応、意思表示をされた自治体もごく少数ございますが、現時点において、冒頭、市長が御答弁申し上げましたとおり、地方六団体においては、この国の措置については好ましい措置ではないということの表明をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、この国の動向、先ほど御答弁申し上げました数値そのものは、あくまでもマイクロベースでの数値でございまして、この状況がどのようなことになるのかということが、今現時点ではまだ判明をしていない状況でございまして、具体的な今後の取り組みというのは明言は避けたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、本市の財源確保の立場からという観点でありましては非常に厳しい措置というふうな認識をしてございまして、これらは明らかになり次第、一定に慎重に対応をしていきたいというふうに、現時点では考えているところでございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） それで、先般商工会議所の建設部会と申しますか、たくみ会ですけれども、そこへ議員を招いての懇談会と申しますか、というのがございまして、いろいろお話がございました。

それで、やはりいろいろとありましたけれども、国の予算に準じて、間違いなく竹原市でも2倍の事業は必ず出てくるだろうということを申し上げていたんですけれども、それでその後、ちょっと懇親会がありまして、いろいろ私のほうからも、もう資材なんかもどうなんかというようなお話を聞きましたところ、やはり資材の高騰もしてきてるわけです。それで、特に広島市あたりも、いろいろとマンションとか、いろんな面で仕事が出てるんです。ほやけ、やっぱり人材不足とか、それから鋼材の値上がりとか、いろいろ起きてるんです。それで、今度大崎上島でも工事が始まりましたから、間違いなくその人材の不足と申しますか、というような状況がもう既に起きておると思うわけです。

それで、そうしますと、やはりそこら辺の動向をしっかりと見据えると申しますか、調査をしながら設計をしていかないと、呉市で起きたような問題が起きてくるんだろうと思うんです。

それで、例えば東日本の復興・再建の首長あたりの御意見を聞いても、むしろ国土強靱化計画というか、そういう話の中で、全国的な公共工事の大幅な上積みも、むしろ深刻な人材不足と資材の高騰あるいは物資の不足を招いて、かえってその復興をおくらせると、こういうふうなことも懸念されておるわけです。

それで、とりわけ竹原市の場合は、もう来年、再来年ですか、電発の新1号機の建設等も本格化してくるから、相当深刻な人手不足と、それから賃金の上昇というのは避けられないと思うわけです。そうしましたら、やっぱりそこら辺も鋭敏に感じ取っていただいて、受注者も下請も、また竹原市の商店の方々もお互いがウィンウィンというか、ハッピーハッピーと言えるような状況ができるような状況をぜひともつくり出していきたいと思います。

それで、長くなってもいけませんので、私が見ておるところ、かなり補正予算と緊急経済対策と、これらの補正予算ですね、国の。これに対してもかなり準備が進んでおるのではないかと、このように考えるわけでありますけれども、例えば直近、いつごろになれば第一弾の発注が、もっと言えば景気対策を発動することができるのか。あらかたの月のめどを示していただければと思いますので、答弁できるところで答弁をお願いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 財政課長、答弁。

財政課長（塚原一俊君） 経済対策に伴う工事発注の御質問でございました。このたび国の約10兆円の経済対策に呼応しまして、本市におきましても9億5,000万円ですか、一昨日御決定をいただきました。この工事発注につきましては、もうこの補正予算及び当初予算編成の段階から、かなりもうそういった情報が流れておりましたので、いち早く取り組んだ状況であります。したがいまして、経済対策の事業と当初予算の事業を合わせまして、人手不足という状況がありますが、とにかくいかに早く発注するかということが命題となっております。

また、遅くなればなるほど……

（「6月の発注」と呼ぶ者あり）

あっ、もっと早くできます。補正予算決定後、早々に発注する予定でしたので、もう最終段階、第一弾の最終段階に入っておりますので、まず業者さんへの御案内のほうは近日中に送る予定になっております。その後、随時行っていくという状況です。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 早く送ってください、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、生活保護の問題なんです。非常に何か生活保護、国全体の予算からいえば大した額じゃないんです。しかしながら、やはり何か一つの行政改革といいますか、もっと言えば、おくれた国民の意識といいますか、上見て暮らすな、下見て暮らせ、あれよりは

ましじゃというような政策みたいな形でどんどんどんどんなってきたおると。それで、大阪市なんかは、もう既に独自の生活保護法の改正案を示しておりますけれども、先日は兵庫県の小野市において、生活保護の方がパチンコ等をしていた場合には、何か通報をするような義務を小野市民に課すと、こういうふうな条例案が今の議会に上程されておるそうなんです。そうしますと、私は、それで厚生労働省のほうも、小野市のそうした条例案が生活保護法に抵触をしていないと、このような見解を出されておるようでありましてけれども、私から考えますと、例えば市民の皆さんに通報義務を課すとなれば、市民の皆さんが、この方は間違いなく生活保護受給者であるということがわからんと通報できないわけですよ。そうなってくると、ある意味、顔写真と住所等を全部示したような一覧表を小野市が市民に対して示さなければ、とてもじゃないけれども、その市民の生活保護者がパチンコ等の遊技等をしておるといような通報の義務を課すということは、到底不可能なんです。

それで、長くなってもいけませんので、今の、例えば小野市で構いませんので、小野市のそうした条例案に対して、現時点における情報を踏まえて、竹原市としてどう考えるのか。

それで、同時に、政府において、例えば就学援助金ですか、就学援助制度とか、いろいろな形で文部科学大臣と厚生労働大臣が協議をしたりして、極力そうした影響を及ぼさないようにするというような報道もなされておりますけれども、もし仮に竹原市においてそうした生活扶助費等の引き下げが行われた場合に、例えば就学援助とか、さまざまな形の住民税非課税世帯へのさまざまな政策的配慮があると思うんですけれども、これに対する影響を竹原市長として、ぜひとも私は食いとめていただきたいと思うわけです。

それで、あえて市長の答弁は求めませんが、ぜひともそこら辺を踏まえて、もしできれば市民生活部長のほうで御答弁願えればと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） まず、今小野市の条例のことが御紹介ございました。今、議会のほうへ、どうも上程をされておるといような報道もされております。福祉給付制度適正化条例というように名前は何っております。

ただ、こちらのほうについては、先ほど議員のほうからございました生活保護の情報ですとか、そういったものを特に市民のほうに開示してというようなものではないというふ

うに捉えております。生活保護法の中にも、生活保護を受けている方が、そういった生活上において適切にやはり生活をしていかなければならないというふうな、そういった規定も法律の中にございますので、そういった中で、我々としては適正に生活保護というのは対応していきたいというふうにございます。

それと、生活保護扶助、いわゆる生活扶助基準が下げられると、見直しがされるということに伴ってさまざまな影響が出るということでございますけれども、こちらのほうについても、国のほうで一定の方針といたしますか、これが見直される、あるいは引き下げられることによって、他の制度に影響が出ないようにというふうなことで対応しなさいというふうなことが示されております。

我々としても、そういった影響が出ないようにしたいという考え方を持っております。ただ、具体的に、この中身が現段階ではまだ示されてございませんので、ちょっとそこらごが何とも明言が難しい部分のございますけれども、方針としては、やはり国が示されてる方針に沿って、我々も影響が出ないようにしてまいりたいというふうにございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 最後の介護の関係ですけれども、麻生政権の緊急経済対策のときに、介護職員の処遇改善ということで、竹原市においても県の造成した基金ですか、これを使って処遇改善を図ってきたと。それで、私は、今安倍政権、規制緩和といたしますか、規制改革といたしますか、これが第3弾の成長戦略の中心的課題といたしますか、こういう形で言っておられて、またぞろ新たな、より強化されたような労働市場の開放策も検討されておるようであります。

そこで、私は違う角度から申し上げたいのは、なぜ政府だけが介護保険制度に対する特例の施策を講じられて、例えばなぜ竹原市においてそうした独自の政策が打ち出し得ないのかということが、私はやはり今日における竹原市における地方自治の課題だと、こう思うわけです。

政府だけが、その独占的なことをして、政府がやれば、例えば介護保険法違反にはならないが、例えば竹原市がやれば、例えば広島県知事がやれば、介護保険法違反として厳しいペナルティーを科すような形になつとるわけですよ。

もちろん、今日段階における竹原市の財政状況をどう考えるかという問題はあります。しかし、例えば恐らく今860人か70人ぐらいの方が、介護の現場で働いておられるわ

けなんです。それで、理事者側におかれても、我々議員の側においても一定の年齢に達して、親を介護するというか、恐らく子どもが議会活動、議員活動するにおいても、また理事者側における皆さん方が公務員としての職責を果たしていく上においても介護制度がなければ、恐らく安定した社会生活といいますか、職業生活といいますか、そうしたものも送れないほど介護というのは社会において必須の制度になっておると思うわけです。

しかし、その社会的に、ある意味最も必要とされる制度の一つである介護保険制度の従事者といいますか、働いておられる方が、最も低いような低賃金の中で置かれておるということは、これは竹原市だけじゃなくて、そうした介護保険制度を支えておられる民間の方々も、大変不安でしようがないと思うわけですよ。どうやって優秀な、また意欲的な、そしてそれがそうした意欲的な情熱を持って介護の職に当たっていただける優秀な労働者といいますか、それを確保するということは、私は竹原市にとっても恐らく喫緊の重要課題の一つだと思うわけですよ。

それで、そこで860人から900人前後の方の、私は、処遇改善を図るのは、決して今の竹原市の財政状況では不可能ではないと思うわけです。もちろどこまでを見るかという問題があるとしても、しかしもし仮に竹原市長が英断を持ってそれをやろうとした場合において、国、県からは、竹原市長、あなたは介護保険法に違反してでもやるんですか、あなたは法律違反を犯すんですかという厳しい指弾を受けるわけです。

ですから、どうしても、どういう理屈になるかわかりませんが、今日における自治分権とか、そして政府において、デフレを脱却して地域を再生をさせるというのであるならば、私は竹原市における介護従事者の、従業者の賃金を、賃金条件を改善をして、そして可処分所得を上げて、そして消費購買力を発揮していただければ、私はかなりの竹原市における小売商業への振興策へもなると、こういうふうを考えるわけです。これはある意味でいえば、地域循環型経済の一つの類型であろうと、私はこう思うんです。モデルなんだろうと思うんです。ぜひとも、こういう観点を踏まえて、きょうあしたに実現をすることではありませんけれども、竹原市における地方自治の大きな課題の一つとして御認識いただいて、ぜひとも継続して取り組んでいただきたいと思います。

それで最後に、副市長でも市長のほうでも構いませんので、その点だけ簡単に一言で構いませんので、御答弁のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 介護保険制度における、今議員御指摘のとおり、介護従事者ある

いは介護職員等の処遇改善の問題については、これは大変、今の現代社会においての大きな課題であると認識をいたしているところでございます。

そういう中で、先ほども御答弁申し上げましたように、一定には平成24年度から26年度までの介護報酬の介護職員処遇改善加算等が創設されたということもございますけども、抜本的な対策にはなっていないと。そして、そういったことに基づきまして、昨年4月には、県の福祉介護人材確保等総合支援協議会が設置されたところでございます。そういった中に、行政、我々もその会議の中に参入いたしまして、現段階における竹原市の実情を十分に申し上げるとともに、全体的な処遇改善にかなう方向に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいというように考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（稲田雅士君） 以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員会が委員会審査などのため、ただいまから3月21日の予算特別委員会審査終了まで休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまから3月21日、予算特別委員会審査終了まで休会することに決しました。

3月21日予算特別委員会審査が終了次第、会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時47分 散会